

昭和二十八年政令第二百四十号

船員保険法施行令

内閣は、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二条第一項及び第十六条ノ二の規定に基
き、この政令を制定する。

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 保険給付（第二条—第十六条）

第三章 費用の負担（第十六条の二—第三十三条）

第四章 雜則（第三十四条—第四十七条）

附則

第一章 総則

（法第二条第三項の常時勤務することを要しない者で政令で定めるもの）

第一条 船員保険法（以下「法」という。）第二条第三項の常時勤務することを要しない者で政令で定めるものとし、その額は、国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第四十四条の五第一項に規定する者とする。

第二章 保険給付

（附加給付）

第二条 法第三十条の規定に基づき政令で定めるところにより給付する保険給付として、法第七十二条の規定による葬祭料の支給に併せて葬祭料付附加金を支給することとし、その金額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 法第七十二条第一項の規定による葬祭料の支給に併せて支給する場合 イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額

二 法第七十二条第二項の規定による葬祭料の支給に併せて支給する場合 イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）

イ 被保険者の資格喪失当時の標準報酬月額の二月分に相当する金額

ロ 第六条に定める金額

二 法第七十二条第二項の規定による葬祭料の支給に併せて支給する場合 イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）

イ 被保険者の資格喪失当時の標準報酬月額の二月分に相当する金額の範囲内において当該葬祭に要した費用に相当する金額

ロ 第六条に定める金額

二 法第三十条の規定に基づき政令で定めるところにより給付する保険給付として、法第八十条の規定による家族葬祭料の支給に併せて家族葬祭料付附加金を支給することとし、その金額は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額とする。

一 当該被扶養者が死亡した当時の当該被保険者の標準報酬月額の二月分に相当する金額の百分の七十に相当する金額

（一部負担金の割合が百分の三十となる場合）

第三条 法第五十五条第一項第三号の政令で定めるところにより算定した報酬の額は療養の給付を受けける月の標準報酬月額とし、同号の政令で定める額は二十八万円とする。

二 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する者については適用しない。

一 被保険者及びその被扶養者（七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者に限る。）がいない者であつてその被扶養者であつた者（法第二条第九項ただし書に該当する者に限る。）にについて厚生労働省令で定めるところにより算定した収入の額が五百二十万円（当月以後五年を経過する月までの間に限り、同日以後継続して同項ただし書に該当するものをいふ。以下この号において同じ。）がいるものに限る。）及びその被扶養者であつた者について前号の厚生労働省令で定めるところにより算定した収入の額が五百二十万円に満たない者

（傷病手当金の併給調整の対象となる年金たる給付）

第五条 法第七十条第四項の老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。ただし、その全額につき支給を停止されている給付を除く。

一 国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）による老齢基礎年金及び同法附則第九条の三条の規定による改正前の国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。次号及び第三号において「昭和六十年国民年金等改正法」という。）第一条の規定による改正前の国民年金法による老齢年金（老齢福祉年金を除く。）及び通算老齢年金

二 厚生年金保険法による老齢厚生年金及び特例老齢年金並びに昭和六十年国民年金等改正法第一項の規定による改正前の厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金及び特例老齢年金

三 昭和六十年国民年金等改正法第五条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）によ

る老齢年金（通算老齢年金及び特例老齢年金）

四 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十六条第五項に規定

（法第六十六条に規定する政令で定める額の算定）

第四条 法第六十六条に規定する法第八十三条第一項の規定により支給された高額療養費又は法第八十四条第一項の規定により支給された高額介護合算療養費のうち当該療養に係るものとして算定した額に相当する額は、第一号に掲げる額を控除した額に相当する額とする。

一 被保険者が法第三十三条第四項に規定する下船後の療養補償に相当する療養の給付及び保険外併用療養費、療養費又は訪問看護療養費の支給を受けないものとした場合に当該被保険者に対して第八条の規定により支給されることとなる高額療養費の額と当該被保険者に對して第十二条の規定により支給されることとなる高額介護合算療養費の額との合算額（傷病手当金と障害手当金等との併給調整）

二 当該被保険者が法第七十条第三項たゞし書の政令で定めるときは次の各号に掲げる場合と同じだし書の政令で定める差額は当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額とする。

一 報酬を受けることができない場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができる場合 傷病手当金合計額（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による障害手当金の支給を受けることとなつた日以後に傷病手当金の支給を受けるとする場合の法第六十九条第二項の規定により算定される額の合計額が当該障害手当金の額に達するに至る日における当該合計額をいう。以下この条において同じ。）と障害手当金の額との差額

二 報酬を受けることができない場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができる場合 法第六十九条第二項の規定により算定される額と出産手当金の額（当該額が同項の規定により算定される額を超える場合にあつては、当該額）との差額又は傷病手当金合計額と障害手当金の額との差額

三 報酬の全部又は一部を受けられる場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができる場合 法第六十九条第二項の規定により算定される額と当該受けられることができる

ことができる場合 法第六十九条第二項の規定により算定される額と当該受けられることがある報酬の全部若しくは一部の額（当該額が同項の規定により算定される額を超える場合にあつては、当該額）との差額又は傷病手当金合計額と障害手当金の額との差額

四 報酬の全部又は一部を受けられる場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができる場合 法第六十九条第二項の規定により算定される額と当該受けられることがある報酬の全部若しくは一部の額（当該額が同項の規定により算定される額を超える場合にあつては、当該額）との差額又は傷病手当金合計額と障害手当金の額との差額

する改正前国共済法による職域加算額のうち退職を給付事由とするもの及び平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職を給付事由とするもの

四、二 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による退職共済年金

五、平成二十四年一元化法附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額のうち退職を給付事由とするもの及び平成二十四年一元化法附則第六十二条第一項に規定する給付のうち退職を給付事由とするもの

六、平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による退職共済年金

七、及び平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付のうち退職を給付事由とするもの

八、厚生年金保険法附則第二十八条に規定する共済組合が支給する年金である給付のうち退職を支給事由とするもの

九、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）によって国家公務員共済組合連合会が支給する年金である給付のうち退職を支給事由とするもの

（葬祭料の金額）

第六条 法第七十二条第一項の政令で定める金額は、五万円とする。

（出産育児一時金の金額）

第七条 法第七十三条第一項の政令で定める金額は、四十八万八千円とする。ただし、病院、診療所、助産所その他の者であつて、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものによる医学的管理の下における出産であると健康保険法（大正十一年法律第七十号）による全国健康保険協会（以下「協会」という。）が認めるときは、四十八万八千円に、第一号に規定する保険契約に関し被保険者又は被保険者であつた者が追加的に必要となる費用の額を基準として、三万円を超える範囲内で協会が定める金額を加算した金額とする。

一、当該病院、診療所、助産所その他の者による医学的管理の下における出産について、特定出産事故（出産（厚生労働省令で定める基準に該当する出産に限る。）に係る事故（厚生労働省令で定める事由により発生したもの（除く。）のうち、出生した者が当該事故により脳性麻痺にかかり、厚生労働省令で定める程度の障害の状態となつたものをいう。次号において同じ。）が発生した場合において、当該出生した者の養育に係る経済的負担の軽減を図るために補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約であつて厚生労働省令で定める要件に該当するものが締結されていること。

二、出産に係る医療の安全を確保し、当該医療の質の向上を図るため、厚生労働省令で定めるところにより、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じていること。

（月間の高額療養費の支給要件及び支給額）

第八条 高額療養費は、次に掲げる額を合算した額から次項から第五項までの規定により支給される高額療養費の額を控除した額（以下この項において「一部負担金等世帯合算額」という。）が高額療養費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、一部負担金等世帯合算額から高額療養費算定基準額を控除した額とする。

一、被保険者（法第六十七条第一項の規定により療養の給付又は保険外併用療養費若しくは訪問看護療養費の支給を受けている者を含む。以下この条、第九条及び第十条において同じ。）又はその被扶養者（法第八十二条の規定により支給される家族療養費又は家族訪問看護療養費に係る療養を受けている者を含む。以下この条、第九条及び第十条において同じ。）が同一の病院、診療所、薬局その他の者（以下「病院等」という。）について受けた療

養（法第五十三条第二項第一号に規定する食事療養（以下この条において単に「食事療養」という。）、同項第二号に規定する生活療養（以下この条において単に「生活療養」という。）及び当該被保険者又はその被扶養者が第八項の規定に該当する場合における同項に規定する療養を除く。以下この項から第五項まで、第十条第一項及び第三項並びに第十一条において同じ。）であつて、次号に規定する特定給付対象療養以外のものに係る次のイからヘまでに掲げる額（七十歳に達する日の属する月以前の療養に係るものにあつては、二万五千円（第九条第五項）に規定する七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、一万五百円）以上のものに限る。）を合算した額

イ、一部負担金の額

ロ、当該療養が法第五十三条第二項第三号に規定する評価療養、同項第四号に規定する患者申出療養又は同項第五号に規定する選定療養を含む場合における一部負担金の額に法第六十三条第二項第一号に規定する保険外併用療養費算定額から当該療養に要した費用につき保険外併用療養費として支給される額に相当する額を控除した額

ハ、当該療養につき算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用につき療養費として支給されることは、現に当該療養に要した費用につき療養費を超えるとき

イ、当該療養に要した費用の額を超過するとき

ロ、当該療養につき算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用につき療養費として支給される額に相当する額を控除した額

ハ、当該療養につき算定した費用の額を超過するとき

イ、当該療養につき算定した費用の額を超過するとき

ロ、当該療養につき算定した費用の額を超過するとき

ハ、当該療養につき算定した費用の額を超過するとき

イ、当該療養につき算定した費用の額を超過するとき

る場合を除く。)として受けた外来療養(継続給付に係る外来療養を含む。)に係る前号に規定する合算額

三 計算期間（基準日被保険者が組合等であった間に限る。）において、当該基準日被保険者が当該組合等の組合員等（法第五十五条第一項第三号の規定が適用される者に相当する者である場合を除く。）として受けた外来療養について第一号に規定する合算額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

（後期高齢者医療の被保険者を除く。）の組合員等（後期高齢者医療の被保険者を除く。）であり、かつ、基準日被保険者が当該基準日が扶養者の扶養者等であつた間に限る。）において、当該基準日被保険者が当該組合等の組合員等の扶養者等（法第七十六条第二項第一号ニの規定が適用される者に相当する者である場合を除く。）として受けた外来療養について第一号に規定する合算額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

五 計算期間（基準日被保険者が被保険者であり、かつ、基準日被保険者が当該基準日被保険者の被扶養者であつた間に限る。）において、当該基準日被扶養者が被保険者の被扶養者（法第七十六条第二項第一号ニの規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養（継続給付に係る外来療養を含む。）に係る第一号に規定する合算額

が被保険者（法第五十五条第一項第三号の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養（継続給付に係る外来療養を含む。）に係る第一号に規定する合算額、計算期間（基準日被保険者が組合等（高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者医療広域連合を除く。）の組合員等（後期高齢者医療の被保険者を除く。）であり、かつ、基準

八 計算期間（基準日被扶養者が組合等があつた間に限る。）において、当該基準日被扶養者が当該基準日被保険者の被扶養者等であつた間に限る。において、当該基準日被扶養者が当該組合等の組合員等の被扶養者等（法第七十六条第二項第一号ニの規定が適用される者に相当する者である場合を除く。）として受けた外来療養について第一号に規定する合算額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

被扶養者が当該組合等の組合員等（法第五十五条第一項第三号の規定が適用される者に相当する者である場合を除く。）として受けた外来療養について第一号に規定する合算額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

十 計算期間（基準日被扶養者が被保険者であり、かつ当該基準日被扶養者の被扶養者であつた者（基準日被扶養者を除く。）が当該基準日被保険者の被扶養者であつた間に限る。）において、当該基準日被保険者の被扶養者であつた者（基準日被扶養者を除く。）が被保険者の被扶養者（法第七十六条第二項第一号ニの規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養（継続給付に係る外来療養を含む。）に係る第一号に規定する合算額

た者（基準日被保険者を除く。）が当該基準日被扶養者の被扶養者であつた間に限る。）において、当該基準日被扶養者の被扶養者であつた者（基準日被保険者を除く。）が被保険者の被扶養者（法第七十六条第二項第一号ニの規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養（継続給付に係る外来療養を含む。）に係る第一号に規定する合算額

十一 計算期間（基準日被保険者が組合等（高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者医療広域連合を除く。）の組合員等（後期高齢者医療の被保険者を除く。）であり、かつ、当該基準日被保険者の被扶養者等であつた者（基準日被扶養者を除く。）が当該基準日被保険者の被扶養者等であつた間に限る。）において、当該基準日被保険者の被扶養者等であつた者（基準日被扶養者を除く。）が当該組合等の組合員等の被扶養者等（法第七十六条第二項第一号三

の規定が適用される者に相当する者である場合を除く。)として受けた外来疗養について第一号に規定する合算額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額十二 計算期間(基準日被扶養者が組合等(高齢者の医疗の確保に関する法律に基づく後期高齢者医疗広域連合を除く。)の組合員等(後期高齢者医疗の被保険者を除く。)であり、かつ、当

該基準日被扶養者の被扶養者等であつた者（基準日被保険者を除く。）が当該基準日被扶養者の被扶養者等であつた間に限る。）において、当該基準日被扶養者の被扶養者等であつた者（基準日被保険者を除く。）が当該組合等の組員等の被扶養者等（法第七十六条第二項第一号二の規定が適用される者に相当する者である場合を除く。）として受けた外来療養について第一号に規定する合算額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額前項の規定は、計算期間において被保険者であつた者（基準日被扶養者に限る。）に対する高

額療養費の支給について進用する。この場合において、同項中「同号」とあるのは「第三号」と、「第五号」とあるのは「第七号」と、「第九号」とあるのは「第十一号」と、同項ただし書中「第五十五条第一項第三号」とあるのは「第七十六条第二項第一号ニ」と読み替えるものとする。

3 計算期間において被保険者であつた者（基準日において組合等（高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者医療広域連合を除く。）の組合員等（第七項に規定する国民健康保険の世帯主等であつて被保険者又はその被扶養者である者及び後期高齢者医療の被保険者を除く。）である者に限る。以下この項において「基準日組合員等」という。）に対する高額療養費は、次の表の上欄に掲げる額のいずれかが高額療養費算定基準額を超える場合に支給をするものとし、その額は、同表の中欄に掲げる額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）にそれぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額の合算額とする。ただし、当該基準日において

| | | |
|--|--|--|
| | 基準日組合員等を基準日被保険者と、基準日被扶養者等を基準日被扶養者とそれぞれみなして厚生労働省令で定めるところにより算定した第一項第九号から第十二号までに掲げる額に相当する額を合算した額(以下この表において「元被扶養者合算額」という。) | 元被扶養者合算額のうち、基準日組合員等を基準日被保険者と、基準日被扶養者等を基準日被扶養者とそれぞれみなして厚生労働省令で定めるところにより算定した第一項第九号に掲げる額に相当する額を、元被扶 |
| 前項の規定は、計算期間において被保険者であつた者(基準日において組合等(高齢者の医療 | 元被扶養者合算額のうち、基準日組合員等を基準日被保険者と、基準日被扶養者等を基準日被扶養者とそれぞれみなして厚生労働省令で定めるところにより算定した第一項第九号に掲げる額に相当する額を、元被扶 | 元被扶養者合算額のうち、基準日組合員等を基準日被保険者と、基準日被扶養者等を基準日被扶養者とそれぞれみなして厚生労働省令で定めるところにより算定した第一項第九号に掲げる額に相当する額を、元被扶 |
| た額 | を控除し | を控除し |
| 者合算額で除して得た率 | | た率 |

の確保に関する法律に基づく後期高齢者医療広域連合を除く。)の組合員等(後期高齢者医療の被保険者を除く。)の被扶養者等である者に限る。)に対する高額療養費の支給について準用する。この場合において、同項ただし書中「第五十五条第一項第三号」とあるのは「第七十六条第二項第一号ニ」と、同項の表中「を基準日被保険者と、基準日被扶養者等」とあるのは「基

準日において組合等（高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者医療広域連合を除く。）の組合員等（後期高齢者医療の被保険者を除く。）である者をいう。以下この表において同じく（）を基準日被保険者と、基準日被扶養者等（）と、「第一項第一号に」とあるのは「第一項第二号に」と、「第一項第五号に」とあるのは「第一項第六号に」と、「第一項第九号に」とあるのは「第一項第十号に」と読み替えるものとする。

計算其間に保険者であるが者（基準日における後期高齢者医療被保険者）に対する高額療養費は、限る。以下にこの項において「基準日後期高齢者医療被保険者」という。に対する高額療養費は、次の表の上欄に掲げる額のいずれかが高額療養費基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、同表の中欄に掲げる額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）にそれぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額の合算額とする。ただし、当該基準日後期高齢者医療被保険者が基準日において法第五十五条第一項第三号の規定が適用される者に相当する者は、この限りでない。

第八条 第一項（第一項において準用する場合を含む。）、第三項（第四項において準用する場合を含む。）及び第四項において「被扶養者等」とは、健康保険法、國家公務員共済組合法（他の法律において準用する場合を含む。）若しくは地方公務員等共済組合法の規定による被扶養者又は国民健康保険の世帯主等と同一の世帯に属する当該国民健康保険の世帯主等以外の国民健康保険の被保険者をいう。

第九条 第八条第一項の高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号から第五号までに掲げる者以外の者八万円と、第八条第一項第一号及び第二号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が二十六万七千円に満たないときは、二十六万七千円）から二十六万七千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、当該療養のあつた月以前の十二月以内に既に高額療養費（同条第一項から第四項までの規定によるものに限る。）が支給されている月数が三月以上ある場合（以下この条及び次条第一項において「高額療養費多數回該当の場合」という。）にあつては、四万四千四百円とする。

二 療養のあつた月の標準報酬月額が八十三万円以上の被保険者はその被扶養者二十五万二

千六百円と、第八条第一項第一号及び第二号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が八十四万二千円に満たないときは、八十四万二千円）から八十四万二千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多數回該当の場合にあつては、十四万百円とする。

三 療養のあつた月の標準報酬月額が五十三万円以上八十三万円未満の被保険者又はその被扶養者 十六万七千四百円と 第八条第一項第一号及び第二号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が五十五万八千円に満たないときは、五十五万八千円）から五十五万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円とする。 四 療養のあつた月の標準報酬月額が二十八万円未満の被保険者又はその被扶養者（次号に掲げた額）との合算額。

特例被保険者（第十二条第四項において「日雇特例被保険者」という。）の保険を除く。）の保険者としての協会、健康保険組合、同法第二百二十三条第一項の規定による保険者としての協会、市町村（特別区を含む。）、国民健康保険組合、国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合に基づく共済組合、日本私立学校振興・共済事業団又は高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者医療広域連合をいう。

五 市町村民税非課税者（療養のあつた月の属する年度（療養のあつた月が四月から七月までの場合は、前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条の規定によつて

場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多數回該当の場合にあつては、十四万円とする。

二 法第五十五条第一項第三号の規定が適用される者であつて療養のあつた月の標準報酬月額が五十三万円以上、十三万円未満の被保険者は、その被扶養者、十六万三千四百円、第十八条第二項

五十三万円以上」ハ十三万円未満の被保険者又はその被扶養者、十六万九千四百円と算定した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が五十五万八千円に満たないときは、五十五万八千円とする）。

2
あつた月において要保護者（生活保護法第六条第一項に規定する要保護者をいう。第三項において同じ。）である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する被保険者若しくはその被扶養者（第二号及び第三号に掲げる者を除く。）三万五千四百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万四千六百円とする。

分に応じ、当該各号に定める額とする。
一 次号から第五号までに掲げる被保険者以外の被保険者 四万五十円と、第八条第二項第一号

及び第二号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が十三万三千五百円に満たないときは、十三万三千五百円）から十三万三千五百円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多回診当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

ける額を合算した額に係る病養につき厚生労働省令で定めるとこより算定した当該病養に要した費用の額(その額が四十二万円に満たないときは、四十二万円)から四十二万円を控除し、額に百分の一を乗じて得た額(この額に一円未満の端数がある場合においては、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げて預)との合算額。ところで、高額医療費改訂該当の場合につては

三 前項第三号に規定する被保険者 八万三千七百円と、第八条第一項第一号及び第二号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要する額は、七万五十円とする。

した費用の額（その額が二十七万九千円に満たないときは、二十七万九千円）から二十七万九千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合については、四万六千五百円とする。

四 前項第四号に規定する被保険者
あつては、二万二千二百円とする。

五、前項第五号に規定する被保険者。一万七千七百円。ただし、高額療養費多回該当の場合につきは、第一号の高額療養費三十万円を越す場合は、該該額を算入する。

一 次号から第六号までに掲げる者以外の者
五万七千六百円。ただし、高額療養費多回該當する額とする。

の場合にあつては、四万四千四百円とする。

八十三万円以上の被保険者又はその被扶養者
及び第二号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定し
た当該療養に要した費用の額（その額が八十四万二千円に満たないときは八十四万二千円）
から八十四万二千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある

五 にあつては、四万四千四百円とする。
六 市町村民税非課税者である被保険者若しくはその被扶養者又は療養のあつた月において要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する被保険者若しくはその被扶養者（前三号又は次号に掲げる者を除く。）一万四千六百円
被保険者及びその被扶養者の全てが療養のあつた月の属する年度（療養のあつた月が四月か

ら七月までの場合にあつては、前年度) 分の地方税法の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。第十二条第二項第六号において同じ。) に係る同法第三百三十三条第一項に規定する総戸籍金額及び山林木所得金額に係る所得税法(昭和四十年法律第三十三号) 第二

功に規定する給付金額及び支払金額に係る所得税法(昭和四〇年法律第二二三号)第二条第一項第二十一号に規定する各種所得の金額(同法第三十五条第二項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、同条第四項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」とあるのは「八十万円」として同項の規定を適用して算定した総所得金額として、総所得金額に同法第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第二項の規定によつて計算した金額から十万円を控除して得た金額(当該金額が零を下回る場合には、零とする。)によるものとする。第十二条第二項第六号における

いて同じ。」並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第八項又は第十一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十三条の三第五

第二項、第三十五条の二第一項、第三十五条の三第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除

する金額を控除した金額、地方税法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第三十三条の第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の二第二項、第三十四条の三第一項、第三十四条の三第二項、第三十四条の三第三項、第三十四条の三第四項）

所得等の金額（同法附則第三十五条の三第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の二第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同

法附則第三十五条の二の六第十一項又は第三十五条の三第十三項若しくは第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第四十四号）第八条第二項（同法第十二条第五項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額、同法第八条第四項（同法第十二条第六項及び第十六条第三項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十年法律第四十六号）第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。第十二条第二項第六号において同じ。）がない被保険者若しくはその被扶養者又は療養のあつた月において要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する被保険者若しくはその被扶養者（第一号から第四号までに掲げる者を除く。）一万五千円

第八条第四項の高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定められた額とする。

一 前項第一号に掲げる者 一二万八千八百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

二 前項第二号に掲げる者 十二万六千三百円と、第八条第四項に規定する合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が四十二万千円に満たないときは、四十二万千円）から四十二万千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、七万五十円とする。

三 前項第三号に掲げる者 八万三千七百円と、第八条第四項に規定する合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が四十七万九千円に満たないときは、二十七万九千円）から二十七万九千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万六千五百円とする。

四 前項第四号に掲げる者 四万五十円と、第八条第四項に規定する合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が十三万三千五百円に満たないときは、十三万三千五百円）から十三万三千五百円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

五 前項第五号に掲げる者 七千五百円

六 前項第六号に掲げる者 七千五百円

五 第八条第五項の高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めた額とする。

一 第三項第一号に掲げる者 一万八千円

二 第三項第五号又は第六号に掲げる者 八千円

六 第八条第六項の高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一次号又は第三号に掲げる場合以外の場合のについては、四万五十円）と、第八条第一項第一号イからへまでに掲げる額に係る同条第六項に規定する特定給付対象療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該特定給付対象療養に要した費用の額（その額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額である。

二 七十五歳に達する日の属する月の翌月以後の前号の特定給付対象療養であつて、入院療養（法定第五十三条第一項第五号に掲げる療養（当該療養に伴う同項第一号から第三号までに掲げる療養を含む。）をいう。次項及び第八項第一号において同じ。）である場合 五万七千六百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万八千八百円）

三 七十五歳に達する日の属する月の翌月以後の第一号の特定給付対象療養であつて、外来療養である場合 一万人千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、九千円）

四 第八条第七項の高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号又は第三号に掲げる場合以外の場合 次のイからホまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからホまでに定める額

イ 第一項第一号に掲げる者 八万円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、四万五十円）と、第八条第一項第一号イからへまでに掲げる額に係る特定疾病給付対象療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が二十六万七千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二十六万七千円）から二十六万七千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額）との合算額。ただし、当該特定疾病給付対象療養（入院療養に限る。）のあつた月以前の十二月以内に既に高額療養費（当該特定疾病給付対象療養（入院療養に限る。）を受けた被保険者又はその被扶養者がそれぞれ同一の病院又は診療所から受けた入院療養に係るものであつて、同条第七項において「特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合」という。）に満たないときは、二十六万七千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

ロ 第一項第二号に掲げる者 二十五万二千六百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、十二万六千三百円）と、第八条第一項第一号イからへまでに掲げる額に係る特定疾病給付対象療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が八十四万二千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、四十二万三千五百円。以下このロにおいて同じ。）に満たないときは、八十四万二千円）から八十四万二千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養に係るものにあつては、四十二万三千五百円。以下このロにおいて同じ。）に満たないときは、八十四万二千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、七万五千円）とする。

ハ 第八条第三号に掲げる者 十六万七千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、八万三千七百円）と、第八条第一項第一号イからへまでに掲げる額に係る特定疾病給付対象療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が五十五万八千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二十七万九千円。以下このハにおいて同じ。）に満たないときは、五十五万八千

円）から五十五万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十錢未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十錢以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多數回該当の場合にあつては、九万三千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、四万六千五百円）とする。

二 第一項第四号に掲げる者 五万七千六百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万八千八百円）。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多數回該当の場合にあつては、四万四千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万二千二百円）とする。

本 第一項第五号に掲げる者 三万五千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、一万七千七百円）。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多數回該当の場合にあつては、二万四千六百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、一万二千三百円）とする。

二 七十歳に達する日の属する月の翌月以後の特定疾病給付対象療養であつて、入院療養である場合は、次のイからへまでに掲げる者の区分に応じ、それれイからへまでに定める額

イ 第三項第一号に掲げる者 五万七千六百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万八千八百円）。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多數回該当の場合にあつては、四万四千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万二千二百円）とする。

ロ 第三項第二号に掲げる者 二十五万二千六百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、四十二万六千三百円）と、第八条第一項第一号イからへまでに掲げる額に係る特定疾病給付対象療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が八十四万二千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、四十二万五千円。以下このロにおいて同じ。）に満たないときは、八十四万二千円）から八十四万二千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十錢未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十錢以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養に係るものにあつては、七万五十円）とする。

ハ 第三項第三号に掲げる者 十六万七千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、八万三千七百円）と、第八条第一項第一号イからへまでに掲げる額に係る特定疾病給付対象療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が五十五万八千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二十七万九千円。以下このハにおいて同じ。）に満たないときは、五十五万八千円）から五十五万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十錢未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十錢以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養に係るものにあつては、四万六千五百円）とする。

二 第三項第四号に掲げる者 八万百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二十六万七千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十錢未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十錢以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養に係るものにあつては、二十六万七千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二十六万七千円）から

象療養高額療養費多數回該当の場合にあつては、四万四千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万二千二百円）とする。

ホ 第三項第五号に掲げる者 二万四千六百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、一万二千三百円）

ヘ 第三項第六号に掲げる者 一万五千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、七千五百円）

三 七十歳に達する日の属する月の翌月以後の特定疾病給付対象療養であつて、外来療養である場合は、次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、それれイ又はロに定める額（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、それれイ又はロに定める額に二分の一を乗じて得た額）とする。

イ 第三項第一号に掲げる者 一万八千円

ロ 第三項第五号又は第六号に掲げる者 八千円

二 七十歳に達する日の属する月の翌月以後の第八条第八項に規定する療養であつて、入院療養である場合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に二分の一を乗じて得た額）とする。

イ 第三項第一号に掲げる場合以外の場合 三万五千四百円

二 七十歳に達する日の属する月の翌月以後の第八条第八項に規定する療養であつて、入院療養である場合は、一万五千円

三 七十歳に達する日の属する月の翌月以後の第八条第八項に規定する療養であつて、外来療養である場合 八千円

10 第八条第九項の高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、当該各号に定める額に二分の一を乗じて得た額）とする。

一 次号又は第三号に掲げる場合以外の場合 三万五千四百円

二 七十歳に達する日の属する月の翌月以後の第八条第八項に規定する療養であつて、入院療養である場合は、一万五千円

三 七十歳に達する日の属する月の翌月以後の第八条第八項に規定する療養であつて、外来療養である場合 八千円

9 第八条第九項の高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、当該各号に定める額に二分の一を乗じて得た額）とする。

一 次号に掲げる者以外の者 一万元

二 第一項第二号又は第三号に掲げる者（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に第八条第九項に規定する療養を受けた者及び同項に規定する療養のうち健康保険法施行令第四十二条第九項第二号に規定する厚生労働大臣が定める疾病に係る療養を受けた者を除く。）二万円

三 前項第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び第五項の高額療養費算定基準額は、それぞれ十四万四千円とする。

（その他高額療養費の支給に関する事項）

第十一条 被保険者が同一の月に一の保険医療機関若しくは保険薬局若しくは法第五十三条第六項第二号に掲げる病院若しくは診療所若しくは薬局（以下この項及び第五項において「保険医療機関等」と総称する。）又は指定訪問看護事業者について療養を受けた場合において、法の規定により支払うべき一部負担金、保険外併用療養費負担額（保険外併用療養費の支給につき法第六十三条第四項において準用する法第六十一条第四項の規定の適用がある場合における当該保険外併用療養費の支給に係る療養につき算定した費用の額から当該保険外併用療養費の額を控除した額をいう。以下この項及び第五項において同じ。）又は訪問看護療養費負担額（訪問看護療養費の支給につき法第六十五条第六項の規定の適用がある場合における当該訪問看護療養費の支給に係る指定訪問看護につき算定した費用の額から当該訪問看護療養費の額を控除した額をいう。以下この項及び第五項において同じ。）の支払が行われなかつたときは、協会は、第八条第一項及び第三項から第五項までの規定による高額療養費について、当該一部負担金の額、保険外併用療養費負担額又は訪問看護療養費負担額から次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を控除した額の限度において、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に支払うものとする。

一 第八条第一項の規定により高額療養費を支給する場合 次のイからホまでに掲げる者の区分に応じ、それれイからホまでに定める額

イ 前項第一項第一号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより協会の認定を受けている者 八万百円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところに

で定めるところにより協会の認定を受けているについでは、当該区分に応じ当該各号に定める額を控除した額を限度とするものに限る)について準用する。

4

法第六十五条第六項及び第七項の規定は、家族訪問看護養費に係る指定訪問看護についての第八条第一項から第五項までの規定による高額療養費の支給(家族訪問看護養費負担額(家族訪問看護養費の支給につき法第七十八条第三項において準用する法第六十五条第六項の規定の適用がある場合における当該家族訪問看護養費の支給に係る指定訪問看護につき算定した費用の額から当該家族訪問看護養費の額を控除した額をいう。)から第一項各号に掲げる場合については当該場合の区分に応じ当該各号に定める額を、第八条第二項の規定により高額療養費を支給する場合であつて前条第二項各号のいずれかに掲げる区分に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより協会の認定を受けているについでは当該区分に応じ当該各号に定める額を控除した額を限度とするものに限る。)について準用する。この場合において、法第六十五条第六項中「被保險者又は被保險者であった者が」とあるのは、「被扶養者が」と読み替えるものとする。

5

被保險者が保険医療機関等若しくは指定訪問看護事業者について原爆一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付が行われるべき療養を受けた場合、第八条第八項の規定に該当する被保險者が保険医療機関等若しくは指定訪問看護事業者について同項に規定する療養を受けた場合又は同条第九項の規定による協会の認定を受けた被保險者が保険医療機関等若しくは指定訪問看護事業者について同項に規定する療養を受けた場合において、法の規定により支払うべき一部負担金、保険外併用療養費負担額又は訪問看護療養費負担額の支払が行われなかつたときは、協会は、当該療養に要した費用のうち同条第六項から第九項までの規定による高額療養費として被保險者に支給すべき額に相当する額を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に支払うものとする。

6

前項の規定による支払があつたときは、被保險者に対し第八条第六項から第九項までの規定によ

る高額療養費の支給があつたものとみなす。

法第七十六条第四項及び第五項の規定は、家族療養費に係る療養についての第八条第六項から

第九項までの規定による高額療養費の支給について準用する。この場合において、法第七十六条第四項中「その療養を」とあるのは「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律

第百七十七号)による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付が行わ

れるべき療養を」と、「療養に」とあるのは「その療養に」と読み替えるものとする。

法第六十五条第六項及び第七項の規定は、家族訪問看護養費に係る指定訪問看護についての

第八条第六項から第九項までの規定による高額療養費の支給について準用する。この場合において

法第六十五条第六項中「被保險者又は被保險者であった者が」とあるのは「被扶養者が」と

あるのは「原爆被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律

第百七十七号)による一般疾病医療費の支給その他の厚生労働省令で定める医療に関する給付が行わ

れるべき指定訪問看護」と読み替えるものとする。

歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せ行う保険医療機関は、第八条の規定の適用について

は、歯科診療及び歯科診療以外の診療につきそれぞれ別個の保険医療機関とみなす。

被保險者又はその被扶養者が同一の月にそれぞれの保険医療機関について法第五十三条第一

項第五号に掲げる療養を含む療養及びそれ以外の療養を受けた場合は、第八条の規定の適用につ

いては、当該同号に掲げる療養を含む療養及びそれ以外の療養は、それぞれ別個の保険医療機関

について受けたものとみなす。

期間において医療保険加入者(高齢者の医療の確保に関する法律第七条第四項に規定する加入者

又は後期高齢者医療の被保險者をいう。第十三条第一項において同じ。)とならない場合は、当該

厚生労働省令で定める場合における第八条の二の規定による高額療養費の支給についての法第五十三条第一項において同じ。)とならない場合は、当該

厚生労働省令で定める場合にあつては、厚生労働省令で定める日を基準日とみなし、同条及び前条第十項の規定を適用する。

12

(高額介護合算療養費の支給要件及び支給額)
第十一條 高額介護合算療養費は、次に掲げる額を合算した額から七十歳以上介護合算支給総額(次項の七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額から同項の七十歳以上介護合算算定基準額を控除した額(当該額が健康保険法施行令第四十三条の二第一項に規定する支給基準額(以下この項において「支給基準額」という。)以下である場合又は当該七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額の算定につき次項ただし書に該当する場合には、零とする。)をいう。)を控除した額(以下この項において「介護合算一部負担金等世帯合算額」という。)が介護合算算定基準額に支給基準額をえた額を超える場合に基準日被保險者に支給するものとし、その額は、介護合算一部負担金等世帯合算額から介護合算算定基準額を控除した額に介護合算按分率(第一号に掲げる額から次項の規定により支給される高額介護合算療養費の額を控除した額を、介護合算一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。)を乗じて得た額とする。ただし、同号から第三号までに掲げる額を合算した額又は第四号及び第五号に掲げる額を合算した額が零であるときは、この限りでない。)

一 計算期間において、基準日被保險者又はその被扶養者がそれぞれ被保險者又はその被扶養者として受けた療養(法第六十七条第一項及び第八十二条第一項の規定による保険給付に係る療養(以下この項において「継続給付に係る療養」という。)を含む。)に係る次に掲げる額の合

算額(第八条第一項から第五項まで又は第八条の二の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とする。)

イ 当該療養(特定給付対象療養を除く。)に係る第八条第一項第一号イからヘまでに掲げる額(七十歳に達する日の属する月以前の当該療養に係るものにあつては、同一の月にそれぞれの病院等から受けた当該療養について二万五千円(七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、一万五百円)以上のものに限る。)を合算した額

ロ 当該療養(特定給付対象療養に限る。)について、当該療養を受けた者がなお負担すべき額(七十歳に達する日の属する月以前の特定給付対象療養に係るものにあつては、当該特定給付対象療養に係る第八条第一項第一号イからヘまでに掲げる額が同一の月にそれぞれの病院等から受けた当該特定給付対象療養について二万五千円(七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、一万五百円)以上のものに限る。)を合算した額

リ 基準日被扶養者が計算期間における被保險者であつた間に、当該者が受けた療養(継続給付に係る療養を含む。)又はその被扶養者であつた者がその被扶養者であつた間に受けた療養(継続給付に係る療養を含む。)に係る前号に規定する合算額

三 基準日被扶養者又は基準日被扶養者が計算期間における組合員等(第八条の二第七項に規定する組合員等をいう。以下この号及び第四項において同じ。)であつた間に、当該組合員等が受けた療養(前二号に規定する療養を除く。)又はその被扶養者等(同条第八項に規定する被扶養者等をいう。以下この号及び第四項において同じ。)であつた者がその被扶養者等であつた間に受けた療養について第一号に規定する合算額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

四 基準日被保險者又は基準日被扶養者が計算期間に受けた居宅サービス等(介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第二十二条の二の二第一項に規定する居宅サービス等をいう。)に係る同条第二項第一号及び第二号に掲げる額の合算額(同項の規定により高額介護サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とする。)

五 基準日被保險者又は基準日被扶養者が計算期間に受けた介護予防サービス等(介護保険法施行令第二十二条の二の二第二項に規定する介護予防サービス等をいう。次項において同じ。)に係る同条第二項第三号及び第四号に掲げる額の合算額(同令第二十九条の二の二第二項の規定により高額介護予防サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とする。)

一 前項各号に掲げる額のうち、七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養又は居宅サービス等若しくは介護予防サービス等(以下この項及び第五項において「七十歳以上合算対象サ

サービス」という。)に係る額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を合算した額(以下この項において「七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額」という。)が七十歳以上介護合算算定基準額に支給基準額をえた額を超える場合は、七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額から七十歳以上介護合算按分率(七十歳以上合算対象サービスに係る前項第一号に掲げる額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を、七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。)を乗じて得た額を高額介護合算療養費として基準日被保険者に支給する。ただし、七十歳以上合算対象サービスに係る前項第一号から第三号までに掲げる額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を合算した額又は七十歳以上合算対象サービスに係る同項第四号及び第五号に掲げる額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を合算した額又は同項第四号及び第五号に係る通算に係る同項第四号及び第五号に掲げる額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を合算した額が零であるときは、この限りでない。

3 前二項の規定は、計算期間において被保険者であつた者(基準日において組合員等(国民健康保険の世帯主等であつて被保険者又はその被扶養者である者及び後期高齢者医療の被保険者を除く。)である者又は被扶養者等である者に限る。)に対する高額介護合算療養費は、当該組合員等である者を基準とあるのは「第二号に掲げる」と、同項ただし書中「同号」とあるのは「第一号」と、前項中「前項第一号に」とあるのは「前項第二号に」と読み替えるものとする。

4 計算期間において被保険者であつた者(基準日において組合員等(国民健康保険の世帯主等であつて被保険者又はその被扶養者である者及び後期高齢者医療の被保険者を除く。)である者又は被扶養者等である者に限る。)に対する高額介護合算療養費は、当該組合員等である者を基準とあるところにより算定した第一項各号に掲げる額に相当する額(以下この項及び次項において「通算対象負担額」という。)を合算した額から七十歳以上介護合算支給総額(次項の七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額から同項の七十歳以上介護合算算定基準額を控除した額(当該額が支給基準額以下である場合又は当該七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額の算定につき同項ただし書に該当する場合には、零とする。)をいう。)を控除した額(以下この項において「介護合算一部負担金等世帯合算額」という。)が介護合算算定基準額に支給基準額を加えた額を超える場合に支給するものとし、その額は、介護合算一部負担金等世帯合算額から介護合算算定基準額を控除した額に介護合算按分率(この項に規定する者が計算期間における被保険者であつた間に、当該者が受けた療養(継続給付に係る療養を含む。)又はその被扶養者であつた者がその被扶養者であつた間に受けた療養(継続給付に係る療養を含む。)に係る通算対象負担額から次項の規定により支給される高額介護合算療養費の額を控除した額を、介護合算一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。)を乗じて得た額とする。ただし、第一項第一号から第三号までに掲げる額を合算した額又は同項第四号及び第五号に係る通算に係る同項第四号及び第五号に掲げる額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を合算した額又は同項第四号及び第五号に係る通算に係る同項第四号及び第五号に掲げる額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を合算した額が零であるときは、この限りでない。

5 通算対象負担額のうち、七十歳以上合算対象サービスに係る額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額(以下この項において「七十歳以上通算対象負担額」といいう。)を合算した額(以下この項において「七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額」という。)が七十歳以上介護合算算定基準額に支給基準額をえた額を超える場合は、七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額から七十歳以上介護合算算定基準額を控除した額に七十歳以上介護合算按分率(前項に規定する者が計算期間における被保険者であつた間に、当該者が受けた療養(継続給付に係る療養を含む。)又はその被扶養者があつた間に受けた療養(継続給付に係る療養を含む。)に係る七十歳以上通算対象負担額を合算した額又は同項第四号及び第五号に係る通算対象負担額を合算した額又は同項第四号及び第五号に係る通算に係る同項第四号及び第五号に掲げる額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を合算した額又は同項第四号及び第五号に係る通算に係る同項第四号及び第五号に掲げる額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を合算した額が零であるときは、この限りでない。

6 計算期間において被保険者であつた者(基準日において後期高齢者医療の被保険者である者に限る。)に対する高額介護合算療養費は、当該後期高齢者医療の被保険者である者を基準日被保

險者とみなして厚生労働省令で定めるところにより算定した第一項各号に掲げる額に相当する額(以下この項において「通算対象負担額」という。)を合算した額(以下この項において「介護合算一部負担金等世帯合算額」という。)が介護合算算定基準額に支給基準額をえた額を超える場合は、支給するものとし、その額は、介護合算一部負担金等世帯合算額から介護合算算定基準額を控除した額に介護合算按分率(この項に規定する者が計算期間における被保険者であつた間に、当該者が受けた療養(継続給付に係る療養を含む。)又はその被扶養者であつた者がその被扶養者であつた間に受けた療養(継続給付に係る療養を含む。)に係る通算対象負担額を、介護合算一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。)を乗じて得た額とする。ただし、第一項第一号から第三号までに係る通算対象負担額を合算した額又は同項第四号及び第五号に係る通算に係る同項第四号及び第五号に掲げる額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を合算した額が零であるときは、この限りでない。

第十二条 前条第一項(同条第三項において準用する場合を除く。)の介護合算算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号から第五号までに掲げる者以外の者 六十七万円

二 基準日の属する月の標準報酬月額が八十三万円以上の被保険者 一百十二万円

三 基準日の属する月の標準報酬月額が五十三万円以上八十三万円未満の被保険者 百四十一万円

四 基準日の属する月の標準報酬月額が二十八万円未満の被保険者(次号に掲げる者を除く。)六十万円

五 市町村民税非課税者(基準日の属する年度の前年度(次条第一項の規定により前年八月一日から三月三十一日までのいずれかの日を基準日とみなした場合にあつては、当該基準日とみなした日の属する年度)分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)をいう。次項第五号において同じ。)である被保険者(第二号及び第三号に掲げる者を除く。)三十四万円

六 前条第二項(同条第三項において準用する場合を除く。)の七十歳以上介護合算算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号から第六号までに掲げる者以外の者 五十六万円

二 基準日において療養の給付を受けることとした場合に法第五十五条第一項第三号の規定が適用される者(次号及び第四号において「第三号適用者」という。)であつて、基準日の属する月の標準報酬月額が八十三万円以上のもの 二百十二万円

三 第三号適用者であつて、基準日の属する月の標準報酬月額が五十三万円以上八十三万円未満のもの 百四十一万円

四 第三号適用者であつて、基準日の属する月の標準報酬月額が五十三万円以上八十三万円未満のもの 六十七万円

五 市町村民税非課税者である被保険者(前三号又は次号に掲げる者を除く。)三十一万円

六 保険者及び基準日の属する月における厚生労働省令で定める日においてその被扶養者である者の全てが基準日の属する年度の前年度(次条第一項の規定により前年八月一日から三月三十一日までのいずれかの日を基準日とみなした場合にあつては、当該基準日とみなした日の属する年度)分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第三百十三条第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法第二条第一項第二十二号に規定する各種所得の金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない被保険者(第二号から第四号までに掲げる者を除く。)十九万円

三 第一項の規定は前条第三項において準用する同条第一項の介護合算算定基準額について、前項の規定は同条第三項において準用する同条第二項の七十歳以上介護合算算定基準額について、それぞれ準用する。この場合において、第一項中「前条第一項(同条第三項において準用する場合を除く。)とあるのは「前条第三項において準用する同条第一項」と、「次の各号に掲げる者」

| | | | | |
|--|---|--|--|--|
| | | | | |
| 基準日において地方公務員等共済組合法の規定に基づく扶養者である者 | 基準日において自衛官等である者 | その被扶養者である者 | ある者 | ある被保険者と、前項中「前条第二項（同条第三項において準用する場合を除く。）」であるのは「前条第三項において準用する同条第二項」と「次の各号に掲げる者」とあるのは「同条第三項において準用する者について基準日において当該者を扶養する次の各号に掲げるものとする。」 |
| 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十三条の三の七第一項（同条第三項において準用する場合を除く。）及び第二十一条の三の八第一項 | 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十七条の六の五第一項及び第十七条の六の六第一項 | 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第三百五十二条）第十二条の三の六の三第二項の三の六の四第一項 | 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第三百五十二条）第十二条の三の六の三第二項の三の六の四第一項 | 前条第六項の介護合算算定基準額については、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる規定を、同条第五項の七十歳以上介護合算算定基準額については、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる規定を定める。この場合において、必要な技術的読替えは、厚生労働省令で定める。 |
| 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十三条の三の七第一項（同条第三項において準用する場合を除く。）及び第二十一条の三の八第一項 | 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十七条の六の五第一項及び第十七条の六の六第一項 | 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第三百五十二条）第十二条の三の六の三第二項の三の六の四第一項 | 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第三百五十二条）第十二条の三の六の三第二項の三の六の四第一項 | 前条第四項の介護合算算定基準額については、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、「前条第二項（同条第三項において準用する場合を除く。）」である者は「同条第三項において準用する同条第二項」と「次の各号に掲げる者」とあるのは「同条第三項において準用する者について基準日において当該者を扶養する次の各号に掲げる被保険者」と読み替えられ同表の中欄に掲げる規定を、同条第五項の七十歳以上介護合算算定基準額については、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる規定を定める。この場合において、必要な技術的読替えは、厚生労働省令で定める。 |
| 基準日において地方公務員等共済組合法の規定に基づく扶養者である者 | 基準日において自衛官等である者 | その被扶養者である者 | ある被保険者と、前項中「前条第二項（同条第三項において準用する場合を除く。）」であるのは「前条第三項において準用する同条第二項」と「次の各号に掲げる者」とあるのは「同条第三項において準用する者について基準日において当該者を扶養する次の各号に掲げるものとする。」 | 「前条第三項において準用する者について基準日において当該者を扶養する次の各号に掲げる被保険者」と、前項中「前条第二項（同条第三項において準用する場合を除く。）」であるのは「同条第三項において準用する同条第二項」と「次の各号に掲げる者」とあるのは「同条第三項において準用する者について基準日において当該者を扶養する次の各号に掲げる被保険者」と読み替えられるものとする。 |

第十六条の一 各年（出産育児交付金）

第十六条の二 各年度の法第百十二条の二第一項に規定する出産育児交付金（第二十八条及び附則第六条において「出産育児交付金」という。）は、当該年度の同項に規定する出産育児一時金及び家族出産育児一時金の支給に要する費用の一部に充てるものとする。
（出産育児交付金に関する健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定の読み替え）

| | | |
|---------|----------|---------|
| 読み替える規定 | 読み替えられる字 | 読み替える字句 |
|---------|----------|---------|

(保険料等交付金の交付)

第十七条 政府は、次項の場合を除き、厚生労働大臣が徴収した保険料その他の法の規定による徴収金（以下この項及び次項において「保険料等」という。）が年金特別会計の健康勘定（同項において「健康勘定」という。）において収納されたときは、その都度遅滞なく、協会に対し、当該収納された保険料等の額から厚生労働大臣が行う船員保険事業の事務の執行に要する費用に相当する額（法第百一十二条第二項の規定による当該費用に係る国庫負担金の額を除く。）として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額を、法第百十五條の規定による交付金（以下この条において「保険料等交付金」という。）として交付する。

2 政府は、当該年度の健康勘定に前年度の決算上の剩余金が繰り入れられたときは、遅滞なく、協会に対し、当該繰り入れられた額（保険料等に係るもの以外のものとして厚生労働大臣が定めるものを除く。）を保険料等交付金として交付する。

3 政府は、各月ごとに、協会に対し、当該各月において交付した保険料等交付金の額の算定根拠を明らかにするものとする。

4 前三項に定めるもののほか、保険料等交付金の交付に関する必要な事項は、厚生労働省令で定め

| 読み替える規定 | | 読み替える字句 | |
|-----------------------------|---------------|---|---|
| 健康保険法第百五十二条の三第一項 | | 船員保険法第百十二条の二第一項 | |
| 健康保険法第百五十二条の三第二項 | | 協会について | |
| 健康保険法第百五十二条の四 | | 各保険者ごとに | |
| 健康保険法第百五十二条の五 | | 前条 | |
| 高齢者の医療の確保に関する法律 第四十二条第三項 | 当該保険者 | 当該保険者 | 協会 |
| | 当該各保険者に対し、その者 | 出産育児一時金等の支給に要する費用 | 船員保険法第百十二条の二第一項に規定する出産育児一時金及び家族出産育児一時金の支給に要する費用 |
| 高齢者の医療の確保に関する法律 第四十二条第一項 | 当該各保険者 | 当該保険者 | 協会 |
| | 、各保険者 | 出産育児一時金等 | 協会 |
| 高齢者の医療の確保に関する法律 第四十二条第二項 | 当該各保険者 | 、全国健康保険協会（船員保険法の規定により医療に関する給付を行う全国健康保険協会をいう。以下「協会」という。） | 同法第七十三条第一項 |
| | 当該各保険者に対し、その者 | 、各保険者 | 、全国健康保険協会（船員保険法の規定により医療に関する給付を行う全国健康保険協会をいう。以下「協会」という。） |
| 高齢者の医療の確保に関する法律 第四十二条第三項 | 当該各保険者 | 協会 | 協会 |
| | 当該各保険者に対し、その者 | 協会 | 協会 |

第十八条 法第百六条第三項ただし書の政令で定める場合

第十八条 法第一百六十六条第三項ただし書の政令で定める場合は、介護保険第一号被保険者（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第九条第一号に規定する被保険者をいう。以下この条において同じ。）となつた月において介護保険第一号被保険者に該当しなくなつた場合とする。

第十九条 協会は、厚生労働省令で定めるところにより、一の事業年度の翌事業年度における、第一号に掲げる額を予定保険料納付率（一の事業年度の三月分から当該一の事業年度の翌事業年度の二月分までの間に支拂ふべき保険料金）につては、当該翌年三月の四月

の二月分までの保険料（病院任意組織被保険者は除く。保険料にあつては、当該事業年度の四月分から三月分までの保険料）として徴収すべき額の見込額に占める当該翌事業年度において納付が見込まれる保険料の額の総額の割合として厚生労働省令で定めるところにより算定される率をいう。以下同じ。）で除して得た額を第二号に掲げる額で除することにより、当該一の事業年度の三月から用いる疾病保険料率（法第二百二十二条に規定する疾病保険料率をいう。以下同じ。）を算定するものとする。

一 次のイからハまでに掲げる額を合算した額からニに掲げる額を控除した額
イ 法第百二十一一条第二項第一号に掲げる額から同号に規定する保険給付に
法の規定により支払うべき一部負担金に相当する額の見込額を控除した額

二ハ口 法第一百二十二条第二項第一号に掲げる額
法第一百二十二条第二項第三号に掲げる額
一の事業年度において取り崩すことが見込まれる準備金の額その他船員保険事業に要する

二 費用（法第二百二十二条第一項第一号及び第二号に掲げる費用に限る。）のための収入の見込額のうち当該一の事業年度の財政においてその収入とみなすべき額として協会が定める額の一の事業年度の三月から当該一の事業年度の翌事業年度の二月までの各月の被保険者（疾病

任意継続被保険者、後期高齢者医療の被保険者等（法第二条第二項に規定する後期高齢者医療の被保険者等をいう。第二十七条において同じ。）である被保険者及び独立行政法人等職員被保険者を除く。次条、第二十二条及び第二十三条（二つ目の規定を第二十六条及び第二十七条

（但し、前項の規定は、第一項の規定による報酬額を算定する場合において準用する場合を含む。）、第二十四条並びに第二十五条において同じ。）の総報酬額（標準報酬月額及び標準賞与額の合計額をいう。以下同じ。）の総額及び当該一の事業年度の翌事

業年度の四月から三月までの各月の疾病任意継続被保険者の総報酬額の総額の合算額の見込額（三月以外の月から用いる疾病保険料率の算定方法）

から用いようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額を予定保険料納付率で除して得た額を第三号に掲げる額で除することに

より、疾病保険料率を算定するものとする。

二、次のイからハまでに掲げる適用月の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額
イ　ロ又はハに掲げる月以外の月　適用月の属する事業年度の前事業年度の三月から当該適用

月の前月までの各月の被保険者の総報酬額の総額及び当該適用月の属する事業年度の四月から当該適用月の前月までの各月の疾病任意継続被保険者の総報酬額の総額の合算額の見込額に当該変更前の実丙呆険料率を乗じて得た額に当該適用月の属する事業年度における予定保

口 四月 当該四月の前月の被保険者の総報酬額の総額の見込額に当該変更前の疾病保険料率
險料納付率を乗じて得た額

八 五月 当該五月の前々月及び前月の被保険者の総報酬額の総額並びに当該五月の前月の疾病任意継続被保険者の総報酬額の総額の合算額の見込額に当該変更前の疾病保険料率を乗じて得た額に当該五月の属する事業年度における予定保険料納付率を乗じて得た額

付金」という。)がある場合には、これを控除した額)を含み、出産育児交付金の額及び法第百十三条に規定する国庫補助の額を除く。)の一事業年度当たりの平均額の十二分の一に相当する額に達するまでは、当該事業年度の剩余金の額を準備金として積み立てなければならない。

(保険料の前納期間)

第二十九条 法第二百二十八条第一項の規定により疾病任意継続被保険者が保険料を前納する場合は、四月から九月まで若しくは十月から翌年三月までの六月間又は四月から翌年三月までの十二月間を単位として前納するものとする。ただし、当該六月又は十二月の間において、疾病任意継続被保険者の資格を取得した者又はその資格を喪失することが明らかである者については、当該六月又は十二月の間のうち、その資格を取得した日の属する月の翌月以降の期間又はその資格を喪失する日の属する月の前月までの期間の保険料について前納を行うことができる。

(前納の際の控除額)

第三十条 法第二百二十八条第二項に規定する政令で定める額は、前納に係る期間の各月の保険料の合計額から、その期間の各月の保険料の額を年四分の利率による複利現価法によつて前納に係る期間の最初の月から当該各月までのそれぞれの期間に応じて割り引いた額の合計額(この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円として計算する。)を控除した額とする。

(前納保険料の充当)

第三十一条 法第二百二十八条第一項の規定により保険料が前納された後、前納に係る期間の経過前ににおいて疾病任意継続被保険者に係る保険料の額の引上げが行われることとなつた場合においては、前納された保険料のうち当該保険料の額の引上げが行われることとなつた後の期間に係るものは、当該期間の各月につき納付すべきこととなる保険料に、先に到来する月の分から順次充当するものとする。

第三十二条 法第二百二十八条第一項の規定により保険料を前納した後、前納に係る期間の経過前ににおいて疾病任意継続被保険者がその資格を喪失した場合においては、その者(法第十四条第二号前納保険料の還付)の請求に基づき、前納した保険料のうち未経過期間に係るものを還付する。

2 前項に規定する未経過期間に係る還付額は、被保険者の資格を喪失した時において当該未経過期間につき保険料を前納するものとした場合におけるその前納すべき額に相当する額とする。

第三十三条 第二十九条から前条までに定めるもののほか、保険料の前納の手続その他保険料の前納について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(第四章 雜則)

(法第二百五十三条の一第一項の政令で定める事情)

第三十四条 法第二百五十三条の二第一項の政令で定める事情は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一 納付義務者が厚生労働省令で定める月数分以上の保険料を滞納していること。

二 納付義務者が法第二百五十三条の二第一項に規定する滞納処分等その他の処分(以下「滞納処分等その他の処分」という。)の執行を免れる目的でその財産について隠ぺいしているおそれがあること。

三 納付義務者が滞納している保険料等(法第二百五十三条の二第一項に規定する保険料等をい。う。次号、第三十八条、第三十九条、第四十一条、第四十二条第一項及び第四十三条において同じ。)の額(納付義務者が、厚生年金保険法の規定による保険料、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)の規定による拠出金、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成十九年法律第二百三十一号)の規定による特例納付保険料その他これら法律の規定による徴収金を滞納しているときは、当該滞納している保険料、拠出金特例納付保険料又はこれらの法律の規定による徴収金の合計額を加算した額)が厚生労働省令で定める金額以上であること。

四 滞納処分等その他の処を受けたにもかかわらず、納付義務者が滞納している保険料等の納付について誠実な意思を有すると認められないこと。

(財務大臣への権限の委任)

第三十五条 厚生労働大臣は、法第二百五十三条の二第一項の規定により滞納処分等その他の処分の権限を委任する場合においては、次に掲げる権限を除き、その全部を財務大臣に委任する。

一 法第二百三十七条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法(昭和三十四年法律第二百四十七号)第二百三十八条の規定による告知

二 法第二百三十七条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第二百五十三条第一項の規定による滞納処分の執行の停止

三 法第二百三十七条の規定によりその例によるものとされる国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第二百三十七条の規定による延長

四 法第二百三十七条の規定によりその例によるものとされる国税通則法第六十三条第一項の規定による警告

五 法第二百三十七条の規定によりその例によるものとされる国税通則法第二百二十三条第一項の規定による受託

六 法第二百三十七条の規定によりその例によるものとされる国税通則法第六十三条の規定による免除

七 法第二百三十七条の規定によりその例によるものとされる国税通則法第二百二十三条第一項の規定による交付

八 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める権限

第三十六条 法第二百五十三条の二第二項の規定により厚生年金保険法第二百条の五第六項及び第七項の規定を準用する場合においては、これらの規定中「事業所又は事務所の所在地」とあるのは、「住所地又は主たる事務所の所在地(仮住所があるときは、仮住所地)」と読み替えるものとする。

第三十七条 国税局長官は、法第二百五十三条の二第二項において準用する厚生年金保険法第二百条の五第五項の規定により委任された権限の全部を、納付義務者の住所地又は主たる事務所の所在地(仮住所があるときは、仮住所地とする。次項において同じ。)を管轄する国税局長に委任する。

2 国税局長は、必要があると認めるときは、法第二百五十三条の二第二項において準用する厚生年金保険法第二百条の五第六項の規定により委任された権限の全部を、納付義務者の住所地又は主たる事務所の所在地を管轄する税務署長に委任する。

第三十八条 法第二百五十三条の六第一項の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法第二百三十二条第二項の規定による督促を受けた納付義務者が保険料等の納付を日本年金機構法(平成十九年法律第二百九号)第二十九条に規定する年金事務所(次号及び次条第二項において「年金事務所」という。)において行うこととを希望する旨の申出があつた場合

二 法第二百三十二条第一項各号(同条第二項において準用する場合を含む。)のいずれかに該当したことにより納期を繰り上げて保険料納入の告知を受けた納付義務者が保険料の納付を年金事務所において行うことを希望する旨の申出があつた場合

三 法第二百五十三条の六第二項において準用する厚生年金保険法第二百条の十一第二項の規定により任命された法第二百五十三条の六第一項の収納を行う日本年金機構(以下「機構」という。)の職員(第五号及び第四十三条において「収納職員」という。)であつて併せて法第二百五十三条の三第一項の徴収職員として同条第二項において準用する厚生年金保険法第二百条の六第二項の規定により任命された者(以下この号及び次号において「職員」という。)が、保険料等を徴収するため、前二号に規定する納付義務者を訪問した際に、当該納付義務者が当該職員による保険料等の収納を希望した場合

| 厚生年金保険法の規定 | | 読み替える字句 |
|------------|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 中読み替える規定 | 読み替えられる | 読み替える字句 |
| 第百条の十第三項 | 前二項 | 日本年金機構（次項において「機構」という。） |
| 第一項各号 | 船員保険法第百五十三条の八第一項及び同条第二項において準用する前項 | 船員保険法第百五十三条の八第一項及び同条第二項において準用する前項 |
| 同条第一項各号 | | |

四 職員が、保険料等を徴収するため法第百五十三条第一項第九号に掲げる国税滞納処分の例による処分により金銭を取得した場合

五 前各号に掲げる場合のほか、保険料等の収納職員による収納が納付義務者の利便に資する場合その他の保険料等の収納職員による収納が適切かつ効果的な場合として厚生労働省令で定める場合

(公示)

第三十九条 厚生労働大臣は、法第百五十三条の六第一項の規定により機構に保険料等の収納を行わせるに当たり、その旨を公示しなければならない。

2 機構は、前項の公示があつたときは、遅滞なく、年金事務所の名称及び所在地その他の保険料等の収納に関する必要な事項として厚生労働省令で定めるものを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(機構が行う収納に関する厚生年金保険法の規定の読み替え)

第四十条 法第百五十三条の六第二項の規定による厚生年金保険法の準用についての技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

(保険料等の収納期限)

| 厚生年金保険法の規定中読み替える規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
|--------------------|--------------|--|
| 第一百条の十一第一項 | 前項 行う機構 | 船員保険法第百五十三条の六第一項 行う日本年金機構（以下「機構」という。） |
| 第一百条の十一第三項 | 第一項 保険料等 | 船員保険法第百五十三条の六第一項 保険料等（同法第百五十三条の二第一項に規定する保険料等をいう。第六項において同じ。） |
| 第一百条の十一第五項 | 前二項 | 二項 船員保険法第百五十三条の六第二項において準用する前項から前項まで |
| 第一百条の十一第六項 | 前各項 | 船員保険法第百五十三条の六第一項及び同条第二項において準用する第一項から前項まで |
| | 第一項 同条第一項 | |

(機構による収納手続)

第四十二条 機構は、保険料等につき、法第百五十三条の六第一項の規定による収納を行つたときは、当該保険料等の納付をした者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、領収証書を交付しなければならない。この場合において、機構は、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、当該収納を行つた旨を年金特別会計の歳入徴収官に報告しなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項に規定する厚生労働省令を定めるときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

(帳簿の備付け)

第四十三条 機構は、収納職員による保険料等の収納及び当該収納した保険料等の日本銀行への送付に関する帳簿を備え、当該保険料等の収納及び送付に関する事項を記録しなければならない。

(厚生労働省令への委任)

第四十四条 第三十八条から前条までに定めるものほか、法第百五十三条の六の規定により機構が行う収納について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

2 厚生労働大臣は、前項に規定する厚生労働省令を定めるときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

(機構への事務の委託に関する厚生年金保険法の規定の読み替え)

第四十五条 法第百五十三条の八第二項の規定による厚生年金保険法の準用についての技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

| 厚生年金保険法の規定 | | 読み替える字句 |
|------------|--------------------|-----------------------------------|
| 中読み替える規定 | 読み替えられる | 読み替える字句 |
| 第百条の十第二項 | 前項各号 | 日本年金機構（次項において「機構」という。） |
| 第一項各号 | 船員保険法第百五十三条の八第一項各号 | 船員保険法第百五十三条の八第一項及び同条第二項において準用する前項 |
| 同条第一項各号 | | |

(政令で定める法人)

第四十六条 法附則第三条第一項の政令で定めるものは、次のとおりとする。

一 船舶所有者及び当該船舶所有者に使用される被保険者により組織された法人であつて、法附則第三条第一項に規定する給付の事業（以下「給付事業」という。）を行うことを目的とするもの

二 前号に掲げるもののほか、同号に規定する船舶所有者を構成員とする法人

(政令で定める要件等)

第四十七条 法附則第三条第一項の政令で定める要件は、次のとおりとする。

一 前条第一号に掲げる法人にあつては法附則第三条第一項に規定する給付以外の給付の事業を、前条第二号に掲げる法人にあつては同項に規定する給付に類する給付の事業を行わないこと。

二 当該船舶所有者に使用される被保険者の大多数が給付事業に加入するものであること。

三 給付事業に要する費用は法附則第三条第三項の規定による掛金によつて充てられ、かつ、当該掛金は給付事業に要する費用以外の費用に充てられないものであること。

四 給付事業に係る経理は、他の事業に係る経理と区分して行うものであること。

五 その定款において、給付事業を廃止した場合に給付事業に係る残余の資産が船員保険に関する事業を行つた法人に帰属する旨の定めがあること。

六 前各号に掲げるもののほか、給付事業が適正かつ確実に実施されるため必要なものとして厚生労働省令で定める要件を備えていること。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、昭和二十八年九月一日から施行する。

(市町村民税経過措置対象被保険者に対する高額療養費の支給に関する特例)

第二条 市町村民税経過措置対象被保険者の被扶養者が同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた療養に係る高額療養費については、第九条第一項中「次項又は第三項」とあるのは、「第三項又は附則第三条第二項」と読み替えて、同項の規定を適用する。この場合において、第十一条第三項中「第一項各号」とあるのは、「第一項第一号又は第三号」と、「第九条第一項から第三項まで」とあるのは、「第九条第三項又は附則第三条第二項」と、「当該各号」とあるのは、「当該各号ハ」と、同条第八項及び第九項中「第九条」とあるのは、「第九条第三項から第六項まで、附則第三条第一項の規定により読み替えて適用する第九条第一項及び附則第三条第二項」と読み替えて、これらの規定を適用する。

2 市町村民税経過措置対象被保険者の被扶養者が同一の月に一の病院等から療養（七十歳に達する日の属する月の翌月以後の療養に限る。以下この項において同じ。）を受けた場合において、当該市町村民税経過措置対象被保険者に対して支給される高額療養費の額は、第九条第二項の規定にかかるらず、同項の規定により支給されるべき高額療養費の額に、当該被扶養者ごとに算定した第二号に掲げる額から第一号に掲げる額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零と

一 下回る場合には、零とする。）、被扶養者按分率（市町村民税経過措置対象被保険者の被扶養者が同一の月に受けた療養に係る第九条第二項各号に掲げる額を合算した額から同条第三項の規定により支給される高額療養費の額を控除した額（次号において「被扶養者一部負担金等合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額

二 被扶養者一部負担金等合算額から高額療養費算定基準額を控除した額

3 第一条の規定により読み替えて適用する第九条第一項の高額療養費算定基準額については、第十条第一項（第二号を除く。）中「前条第一項」とあるのは、「附則第三条第一項の規定により読み替えて適用する前条第一項」と、「次号又は第三号」とあるのは、「次号」と、「同条第一項又は第二項」とあるのは、「同条第一項若しくは第二項又は附則第三条第一項の規定により読み替えて適用する前条第一項若しくは附則第三条第二項」と、「以下この条並びに次条第一項第一号イからハまで並びに第二号イ及びロ」とあるのは、「次号」と、「被保険者」とあるのは、「附則第三条第七項に規定する市町村民税経過措置対象被保険者」と読み替えて、同項（第三号を除く。）を適用する。

4 第十条第二項（第三号及び第四号を除く。）の規定は、第二項第一号の高額療養費算定基準額について準用する。この場合において、同条第二項中「前条第二項」とあるのは、「附則第三条第二項第一号の」と、「次号から第四号まで」とあるのは、「次号」と、「高額療養費多數回該当の場合」とあるのは、「当該療養のあつた月以前の十二月以内に既に高額療養費（前条第一項若しくは第二項又は附則第三条第一項の規定により読み替えて適用する前条第一項若しくは附則第三条第二項の規定によるものに限る。）が支給されている月数が三月以上ある場合」と読み替えるものとする。

5 第二項第二号の高額療養費算定基準額は、第十条第二項第三号に定める額とする。

6 市町村民税経過措置対象被保険者の被扶養者に係る第十条第三項の高額療養費算定基準額は、同項の規定にかかわらず、同項第三号に定める額とする。

7 第一项、第二項及び前項の市町村民税経過措置対象被保険者は、被保険者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 その被扶養者の療養のあつた月が平成十八年八月から平成十九年七月までの場合にあつては、地方税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第五号）附則第六条第二項に該当する者

二 その被扶養者の療養のあつた月が平成十九年八月から平成二十年七月までの場合にあつては、地方税法等の一部を改正する法律附則第六条第四項に該当する者（厚生労働大臣が定める医療に関する給付が行われるべき療養を受けた被保険者等に係る高額療養費の支給に関する経過措置）

第三条 法第五十五条第一項第二号の規定が適用される被保険者又は法第七十六条第二項第一号ハの規定が適用される被保険者のうち、平成二十一年四月から平成三十一年三月までの間に、特定給付対象療養（第八条第一項第二号に規定する特定給付対象療養をいい、これらの者に対する医療に関する給付であつて厚生労働大臣が定めるものが行われるべき療養に限る。）を受けたものに係る第八条第六項の規定による高額療養費の支給等については、同項中「及び当該被保険者」とあるのは、「当該被保険者」と、「を除く」とあるのは、「及び附則第三条に規定する厚生労働大臣が定める給付が行われるべき療養を除く」と読み替えて、同項の規定を適用する。

第四条及び第五条 刪除
(法附則第九条第一項の政令で定めるところにより算定した額)
第六条 法附則第九条第一項の政令で定めるところにより算定した額は、当該事業年度及びその前の二事業年度において行つた保険給付に要した費用の額（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等、介護納付金並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に要した費用の額（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）を含み、出産育児交付金の額及び法第一百十三條の規

定による国庫補助の額を除く。）の一事業年度当たりの平均額の十二分の一に相当する額として積み立てられた準備金の額とする。
(法附則第九条第一項の政令で定める範囲)

第七条 法附則第九条第一項の政令で定める範囲は、最高千分の五とする。

（子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律）

（法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）

| | | | |
|---|--------------------------|--|---|
| | | | 附 則（昭和三七年六月二八日政令第二六五号） |
| | | | この政令は、昭和三十七年七月一日から施行する。 |
| | | 附 則（昭和三八年八月一日政令第二九二号） | この政令は、公布の日から施行する。 |
| | | 附 則（昭和四〇年六月三〇日政令第二三三号） | この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の第十条及び第十二条の規定は、昭和四〇年六月一日から適用する。 |
| | 1 | 附 則（昭和四一年六月九日政令第一七八号）抄 | この政令は、公布の日から施行する。 |
| | 2 | 附 則（昭和四二年九月一日政令第二七四号）抄 | この政令は、公布の日から施行する。 |
| | 3 | 附 則（昭和四五年一〇月一四日政令第三〇七号） | この政令は、昭和四十二年十二月一日から施行する。 |
| 1 | 附 則（昭和四四年一二月一〇日政令第二八五号）抄 | この政令は、公布の日から施行する。ただし、第一条並びに第三条第三項及び第四項の改正規定並びに同条の次に一条を加える改正規定は、昭和四十五年一月一日から施行する。 | |
| 2 | 附 則（昭和四五五年三月三一日政令第三八号） | この政令は、昭和四十五年四月一日から施行する。 | |
| 3 | 附 則（昭和四六年一〇月二六日政令第三三一號） | この政令は、昭和四十六年十一月一日から施行する。ただし、第六条の次に一条を加える改正規定、第十二条の次に一条を加える改正規定及び附則の次に別表を加える改正規定は、昭和四十六年一月一日から施行する。 | |
| 1 | 附 則（昭和四七年三月三一日政令第五三号） | この政令は、昭和四十五年十一月一日から施行する。ただし、第六条の次に一条を加える改正規定、第十二条の次に一条を加える改正規定及び附則の次に別表を加える改正規定は、昭和四十六年十月以前の月分のものについては、なお従前の例による。 | |
| 2 | 附 則（昭和四七年一二月二八日政令第四〇四号） | この政令は、昭和四十六年十一月一日から施行する。 | |
| 3 | 附 則（昭和四七年一〇月三一日政令第三九二号） | この政令は、昭和四十七年十一月一日から施行する。 | |
| 1 | 附 則（昭和四七年三月三一日政令第三三三号） | この政令は、昭和四十七年四月一日から施行する。 | |
| 2 | 附 則（昭和四八年一二月二九日政令第一七六号） | この政令は、昭和四十七年三月三十一日以前に発した職務上の事由による疾病又は負傷及びこれにより発した疾病により廩疾となり、又は死亡したことにより支給される障害年金又は遺族年金の額で昭和四十七年十月以前の月分のものについては、なお従前の例による。 | |
| 3 | 附 則（昭和四八年一〇月一四日政令第三二九号） | この政令は、昭和四十八年四月一日から施行する。 | |
| 1 | 附 則（昭和四八年一二月二九日政令第二八八号） | この政令は、公布の日から施行する。 | |
| 2 | 附 則（昭和四八年一二月二九日政令第三三九号） | この政令は、昭和四八年一二月二九日から施行する。ただし、第五条の改正規定（第二号に係る部分を除く。）及び第六条の二を第六条の三とし、第六条の次に一条を加える改正規定は、同改正後の第八条の二の規定は、昭和四八年十一月一日以後に前納する保険料について適用する。 | |
| 3 | 附 則（昭和四八年一二月二九日政令第三三九号） | この政令は、昭和四八年一二月二九日から施行する。ただし、第五条の改正規定（第二号に係る部分を除く。）及び第六条の二を第六条の三とし、第六条の次に一条を加える改正規定は、同改正後の第八条の二の規定は、昭和四八年十一月一日以後に前納する保険料について適用する。 | |
| 1 | 附 則（昭和四九年一二月二九日政令第一七七号） | この政令は、昭和四九年八月一日から施行する。 | |
| 2 | 附 則（昭和五〇年三月一九日政令第三九号） | この政令は、雇用保険法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第百七号）の施行の日（昭和五十年四月一日）から施行する。 | |
| 3 | 附 則（昭和五〇年七月一〇日政令第一〇四号） | この政令は、雇用保険法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第百七号）の施行の日（昭和五十年四月一日）から施行する。 | |
| 1 | 附 則（昭和五一年六月二九日政令第一七六号） | この政令は、昭和五十年七月一日から施行する。 | |
| 2 | 附 則（昭和五一年七月二七日政令第二〇一号） | この政令は、昭和五一年八月一日から施行する。 | |
| 3 | 附 則（昭和五一年九月三〇日政令第二六九号） | この政令は、昭和五一年九月三〇日から施行する。 | |
| 1 | 附 則（昭和五一年七月二七日政令第二〇二号） | この政令は、昭和五一年八月一日から施行する。 | |
| 2 | 附 則（昭和五一年九月三〇日政令第二六九号） | この政令は、昭和五一年九月三〇日から施行する。 | |
| 3 | 附 則（昭和五一年五月三一日政令第一七〇号） | この政令は、昭和五一年十月一日から施行する。 | |
| 1 | 附 則（昭和五一年七月二九日政令第二五一号） | この政令は、公布の日から施行する。 | |
| 2 | 附 則（昭和五一年七月二九日政令第二五一号） | この政令は、昭和五十二年七月一日から施行する。 | |
| 3 | 附 則（昭和五一年一二月二三日政令第三二七号） | この政令は、昭和五十三年一月一日から施行する。 | |

2 昭和五十二年十二月以前の月分の職務上の事由による障害年金及び遺族年金の額、同月三十一日以前の日に係る職務上の事由による傷病手当金の額並びに同月三十一日以前に支給すべき事由の生じた職務上の事由による障害手当金及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第四十二条ノ三に規定する一時金の額については、なお従前の例による。

附 則（昭和五十三年五月三十日政令第二〇三号）

この政令は、昭和五十三年六月一日から施行する。

昭和五十三年五月以前の月分の職務上の事由による傷病手当金の額並びに同月三十一日以前に支給すべき事由の生じた職務上の事由による船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第四十二条ノ三に規定する一時金の額については、なお従前の例による。

附 則（昭和五四年一月三一日政令第一四号）

この政令は、公布の日から施行する。

この政令は、昭和五四年五月三十日政令第一五九号

この政令は、昭和五四年六月一日から施行する。

昭和五十四年五月以前の月分の職務上の事由による障害年金及び遺族年金の額並びに同月三十一日以前に支給すべき事由の生じた職務上の事由による船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第四十二条ノ三に規定する一時金の額については、なお従前の例による。

附 則（昭和五四年六月八日政令第一七四号）

この政令は、公布の日から施行する。

この政令は、昭和五四年七月三二日政令第二二二号

この政令は、昭和五四年八月一日から施行する。

昭和五十四年七月以前の月分の職務上の事由による傷病手当金及び遺族年金の額、同月三十一日以前の日に係る職務上の事由による傷病手当金の額並びに同月三十一日以前に支給すべき事由の生じた職務上の事由による障害手当金及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第四十二条から第四十二条ノ三まで又は第五十条ノ八に規定する一時金の額については、なお従前の例による。

附 則（昭和五四年七月三一日政令第二〇四号）

この政令は、昭和五五年一月一日から施行する。

この政令は、昭和五五年一月一日から施行する。

昭和五十五年七月以前の月分の職務上の事由による障害年金及び遺族年金の額並びに同月三十一日以前の日に係る職務上の事由による傷病手当金の額並びに同月三十一日以前に支給すべき事由の生じた職務上の事由による障害手当金及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第四十二条から第四十二条ノ三まで又は第五十条ノ八に規定する一時金の額については、なお従前の例による。

附 則（昭和五五年一月三一日政令第二〇五号）抄

（施行期日等）

この政令は、昭和五五年一月一日から施行する。

昭和五十五年七月以前の月分の職務上の事由による障害年金及び遺族年金の額、同月三十一日以前の日に係る職務上の事由による傷病手当金の額並びに同月三十一日以前に支給すべき事由の生じた職務上の事由による障害手当金及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第四十二条から第四十二条ノ三まで又は第五十条ノ八に規定する一時金の額については、なお従前の例による。

附 則（昭和五五年七月三一日政令第二〇四号）

（施行期日等）

この政令は、昭和五五年七月一日から施行する。

昭和五十五年七月以前の月分の職務上の事由による傷病手当金の額並びに同月三十一日以前に支給すべき事由の生じた職務上の事由による障害手当金及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第四十二条から第四十二条ノ三まで又は第五十条ノ八に規定する一時金の額については、なお従前の例による。

附 則（昭和五五年七月三一日政令第二八一号）抄

（施行期日等）

この政令は、公布の日から施行する。

この政令は、公布の日から施行する。

この各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

一 第一条の規定による改正後の厚生年金保険法施行令第三条の二の規定、第三条の規定による

改正後の船員保険法施行令第四条の二及び第十三条の規定、第五条から第十一条までの規定並びに次項から附則第六項までの規定

二 第一条の規定による改正後の厚生年金保険法施行令第三条の五の規定、第三条の規定による

改正後の船員保険法施行令第四条の五の規定並びに第四条の規定による改正後の国民年金法施

行令第四条の二及び第四条の三の規定、第五条から第十一条までの規定並びに次項から附則第六項までの規定

（船員保険法施行令の一部改正に伴う経過措置）

昭和五十二年三月三十一日以前に発した船員保険法第二十三条ノ七第二項に規定する職務上の事由による疾病若しくは負傷及びこれにより発した疾病により廃疾となり、若しくは死亡したこ

とにより支給される障害年金若しくは遺族年金で昭和五十五年六月及び七月の月分のもの若しくは障害手当金若しくは同法第四十二条から第四十二条ノ三まで若しくは第五十条ノ八に規定する一時金で同年六月一日から同年七月三十一日までの間に支給すべき事由の生じたもの又は昭和五十二年三月三十一日以前に最後に同法第十七条の規定による被保険者の資格を喪失すべき事由が生じた被保険者であった者に支給される職務上の事由による傷病手当金で昭和五十五年六月一日から同年七月三十一日までの間の日に係るものについては、第三条の規定による改正後の船員保険法施行令第十三条の表中「船員保険法施行令」とあるのは「船員保険法施行令の一部を改正する政令（昭和五十五年政令第二百四号）による改正前の船員保険法施行令」と読み替えて、同条の規定を適用する。

（厚生年金保険法、船員保険法及び国民年金法による年金の額の改定に関する政令の廃止に伴う経過措置）

昭和五十五年六月分の沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令第五

十八条第一項に規定する船員保険法による通算老齢年金の額については、同項第二号中「計算した額」とあるのは、「計算した額に一・一二〇七を乗じて得た額」とする。

附 則（昭和五五年一月五日政令第三十九号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の第十三条（同条の表第五十条ノ三の項を除く。）及び別表の規定並びに次項の規定は昭和五十五年八月一日から、改正後の第十三条の表第五十条ノ三の項及び附則第四項の規定は同年十一月一日から、それぞれ適用する。

附 則（昭和五六年二月一日政令第一四号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の第十三条（同条の表第五十条ノ三の項を除く。）及び別表の規定並びに次項の規定は昭和五十五年八月一日から、改正後の第十三条の表第五十条ノ三の項及び附則第四項の規定は同年十一月一日から、それぞれ適用する。

附 則（昭和五六年二月一日政令第一四号）

この政令は、健康保険法等の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十六年三月一日）から施行する。ただし、第一条中健康保険法施行令第七十四条の次に六条及び一章を加える改正規定（同令第七十八条及び第四章に係る部分を除く。）、第三条中船員保険法施行令第三条の二の次に四条を加える改正規定（同令第三条の二の二に係る部分を除く。）及び同令第四条の六の次に二

条を加える改正規定、第四条中国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の二の次に四条を加える改正規定（同令第十一条の三に係る部分を除く。）、第五条中公共企業体職員等共済組合法施行令第一条の二の五の前に三条を加える改正規定及び同令第四条の八第二項の改正規定、第六条中地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の二の次に四条を加える改正規定（同令第二十三条の三に係る部分を除く。）並びに第七条の規定（私立学校教職員共済組合法施行令第十条の五の改正規定を除く。）は同年四月一日から施行する。

（施行期日）

この政令は、地方支分部局の整理のための行政管理庁設置法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（昭和五十六年四月一日）から施行する。

附 則（昭和五六六年五月一九日政令第一九二号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五六六年五月三〇日政令第二〇二号）抄

（施行期日等）

この政令は、公布の日から施行する。

昭和五十六年七月以前の月分の職務上の事由による障害年金及び遺族年金の額、同月三十一日以前の日に係る職務上の事由による傷病手当金の額並びに同月三十一日以前に支給すべき事由の

| | | | |
|---------|---|--------|---------|
| 北海海運局長 | 東北海運局長（山形県又は秋田県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合を除く。） | 新潟運輸局長 | 東北運輸局長 |
| 東北海運局長 | （山形県又は秋田県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合に限る。）及び新潟海運監理部長 | | 北海道運輸局長 |
| 関東海運局長 | | | |
| 東海海運局長 | | | |
| 近畿海運局長 | | | |
| 中国海運局長 | | | |
| 四国海運局長 | | | |
| 九州海運局長 | | | |
| 神戸海運局長 | | | |
| 札幌陸運局長 | | | |
| 仙台陸運局長 | | | |
| 新潟陸運局長 | | | |
| 東京陸運局長 | | | |
| 名古屋陸運局長 | | | |
| 大阪陸運局長 | | | |
| 広島陸運局長 | | | |
| 高松陸運局長 | | | |
| 福岡陸運局長 | | | |
| 九州運輸局長 | | | |

第一百二十六条の五第三項（私立学校教職員共済組合法第二十五条第一項において準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法第一百四十四条の二第三項の規定による任意継続掛金の前納を行うことができる。

附 則（昭和五九年二月二五日政令第三五三号）
この政令は、公布の日から施行し、改正後の第十三条を
四月一日から適用する。

一日以前に支給すべき事由の生じた職務上の事由による船員保険法第四十二条ノ三に規定する時金の額（遺族前払一時金の最高限度額を含む。）については、なほ従前の例による。

附則（昭和六〇年三月一五日政令第二八号）

（施行期日等）
第一条 この政令は、昭和六十年四月一日から施行する。ただし、第一条中健康保険法施行令第七十一条第一項及び第二項の文を規定する、第二条中官員年金法施行令第三条の二第二項、貢又は第二

項の改正規定並びに第三条の規定は、公布の日から施行する。この改正後の健康保険法施行令第七十九条第六項及び第七項、船員保険法施行令第二条第一項第一号イ及び第二号イ並びに第七十一条第一項第一号イ及び第二号イの改正規定並びに第三条の規定は、公布の日から施行する。

三条の二の二第六項及び第七項並びに国民健康保険法施行令第二十九条の二第六項及び第七項の規定は、昭和六十年一月一日以降に行われた療養に係る高額療養費の支給について適用する。

(経過措置)
第三条 この政令の施行の日前に死亡し又は分娩した船員保険の被保険者若しくは被保険者であつ

た者又は被扶養者に係る船員保険法の規定による葬祭料若しくは家族葬祭料又は分娩費若しくは配偶者分娩費の額については、なお從前の例による。

附則（昭和六十一年六月一日政令第一七六号）
この政令は、公布の日から施行し、改正後の第十三条第二項及び次項の規定は、昭和六十年四月一日から適用する。

2 昭和六十年三月以前の月分の職務上の事由による障害年金及び遺族年金の額並びに同月三十一日以前に支給すべき事由の生じた職務上の事由による船員保険法第四十二条ノ三に規定する一時

金の額（遺族前払一時金の最高限度額を含む。）については、なお従前の例による。

1 この政令は、昭和六十年八月一日から施行する。ただし、第十三条第一項の表の改正規定（昭和五十七年三月三十一日）を「昭和五十八年三月三十一日」に改める部分を除く。及び附則第

前日の日に係る職務上の事由による傷害手当金の額並びに同月三十一日以前に支給すべき事由の生じた職務上の事由による傷害手当金及び船員保険法第四十二条から第四十二条ノ三まで又は第五十一条ノ二に見合する事由による寺倉手賃、章官手賃一寺倉金法による貴賃舟料一寺倉の最高限度額と定め。」この

3
ついては、なお從前のによる。
昭和六十年九月以前の月分の職務上の事由による損害年金及び遺族年金の額、同月三十日以前

の日に係る職務上の事由による傷病手当金の額並びに同月三十日以前に支給すべき事由の生じた職務上の事由による障害手当金及び船員保険法第四十二条ノ三に規定する一時金の額（障害前払

一時金又は遺族前払一時金の最高限度額を含む。)については、なお従前の例による。

第一条 この政令は、昭和六十一年四月一日から施行する。

(船員保険法施行令の一部改正に伴う職務上の超過措置) 昭和十四年法律第七七三号による職務上の超過措置

事由に。在院賃全額がて旅費全額の各同月三月三十日以前の日に依る同法に。在職者二の事由による傷病手当金の額並びに同月三十一日以前に支給すべき事由の生じた同法による職務上の

事由による障害手当金及び同法第四十二条から第四十二条ノ三まで又は第五十条ノ八に規定する一時金の額（障害前払一時金又は遺族前払一時金の最高限度額を含む。）については、なお従前の例による。

附 則（昭和六一年四月三〇日政令第一三五号）
この政令は、昭和六十一年五月一日から施行する。

附則（昭和六年七月二九日政令第二六七号）

この政令は、昭和六十一年八月一日から施行する。

昭和六十一年七月以前の月分の障害年金及び遺族年金の額、同月三十一日以前の日に係る職務上の事由又は通勤による傷病手当金の額並びに同月三十日以前に支給すべき事由の生じた障害

手当金及び船員保険法第四十二条から第四十二条ノ三まで又は第五十条ノ七に規定する一時金の額（障害前払一時金又は遺族前払一時金の最高限度額を含む。）並びに同月以前の月分の国民年

金法等の一部を改正する法律附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付（職務上の事由又は通勤によるものに限る。）の額については、なお従前の例による。

附 則（昭和六二年七月二八日政令第二六六号）

二の政令は公布の日から施行する。

この政令は、昭和六十三年八月一日から施行する。

昭和六十三年七月以前の月分の障害年金及び遺族年金の額、同月三十一日以前の日に係る職務の事目又は通勤による傷病手当金の額並びに同月三十一日以前に支給すべき事目の生じた章

手当金及び船員保険法第四十一条から第四十二条ノ三まで又は第五十条ノ七に規定する一時金の事由又は通勤による傷病手当金の額並ては同月三十日以前に支給すべき事由の生じた障害

額（障害前払一時金又は遺族前払一時金の最高限度額を含む。）並びに同月以前の月分の国民年

金法等の一部を改正する法律附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付（職務上の事由又は通勤によるものに限る。）の額につゝては、なお前項の例による。

附 則 (平成元年三月三一日政令第八六号)

この政令は、平成元年四月一日から施行する。

平成元年三月三十一日以前の日に係る職務上の事由又は通勤による傷病手当金の額及び同月三十日以前の日に係る行方不明手当金の額並びに同月以前の月分の障害年金及び遺族年金の額に

については、なお従前の例による。

附 則
(平成元年五月三日政令第一六二号)

この政令は平成元年六月一日から施行する。

る。

附則（平成元年七月二日政令第三五号）
この政令は、平成元年八月一日から施行する。

平成元年七月以前の月分の障害年金及び遺族年金の額、同月三十一日以前の日に係る職務上の

事由又は通勤による傷病手当金の額並びに同月三十一日以前に支給すべき事由の生じた障害手当金又は賃金を含む場合は、二二五、二二六、二二七の規定による

(障害前払一時金又は遺族前払一時金の最高限度額を含む)。並びに同月以前の月分の国民年金法金及び船員保険法第四十二条から第四十二条ノ三まで又は第五十条ノ七に規定する一時金の額

等の一部を改正する法律附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付（職務上の事由又は

通勤によるものに限る)の額については、なお従前の例による。
附 則(平成二年八月一日政令第二二二号)

附 費（平成二年八月一日政令第二十九号）
この政令は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の船員保険法施行令第四条及び

第二条の規定による改正後の国民健康保険法施行令第二十九条の規定は、平成二年四月一日から

適用する。

國朝詩集卷之三

陝西金匱水經卷之三

1

等の一部を改正する法律附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付（職務上の事由又は通勤によるものに限る。）の額については、なお従前の例による。

3 平成四年九月以前の月分の障害年金及び遺族年金の額、同月三十日以前の日に係る職務上の事由又は通勤による傷病手当金の額並びに同月三十日以前に支給すべき事由の生じた障害手当金及び船員保険法第四十二条ノ三に規定する一時金の額（障害前払一時金又は遺族前払一時金の最高限度額を含む。）並びに同月以前の月分の国民年金法等の一部を改正する法律附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付（職務上の事由又は通勤によるものに限る。）の額については、なお従前の例による。

附 則

(平成五年四月七日政令第一四三号)

- 1 この政令は、平成五年五月一日から施行する。
- 2 1 この政令の施行の日前に行われた療養に係る高額療養費の支給については、なお従前の例による。

附 則

(平成五年七月二三日政令第二五〇号)

- 1 この政令は、平成五年八月一日から施行する。

2 1 平成五年七月以前の月分の障害年金及び遺族年金の額、同月三十一日以前の日に係る職務上の事由又は通勤による傷病手当金の額並びに同月三十一日以前に支給すべき事由の生じた障害手当金及び船員保険法第四十二条ノ三から第四十二条ノ三まで又は第五十条ノ七に規定する一時金の額（障害前払一時金又は遺族前払一時金の最高限度額を含む。）並びに同月以前の月分の国民年金法等の一部を改正する法律附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付（職務上の事由又は通勤によるものに限る。）の額については、なお従前の例による。

附 則

(平成六年七月二二日政令第二四九号)

- 1 この政令は、平成六年八月一日から施行する。
- 2 平成六年七月以前の月分の障害年金及び遺族年金の額、同月三十一日以前の日に係る職務上の事由又は通勤による傷病手当金の額並びに同月三十一日以前に支給すべき事由の生じた障害手当金及び船員保険法第四十二条ノ三から第四十二条ノ三まで又は第五十条ノ七に規定する一時金の額（障害前払一時金又は遺族前払一時金の最高限度額を含む。）並びに同月以前の月分の国民年金法等の一部を改正する法律附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付（職務上の事由又は通勤によるものに限る。）の額については、なお従前の例による。

附 則

(平成六年七月二二日政令第二八二号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成六年十月一日から施行する。ただし、第一条中健康保険法施行令第二条第五号の改正規定及び同令第八十一条の前に一条を加える改正規定、第四条中船員保険法施行令第一条第六号の改正規定及び同令第六条の三の次に一条を加える改正規定、第六条中国民健康保険法施行令第二十九条の五第一項の改正規定（「保健施設」を「保健事業」に改める部分に限る。）、第七条中国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令第四条第二項の改正規定（「保健施設」を「保健事業」に改める部分に限る。）、第十一条の規定第十二条の規定、第三十八条中法人税法施行令第五条第二十九号子の改正規定、第三十九条の規定第十二条の規定、第三十八条中法人税法施行令第五条第二十九号子の改正規定、第三十九条の規定（第三十一条ノ三第一項）を「第三十一ノ六第一項」に改める部分を除く。）、第四十一条の規定の規定並びに第四十八条中厚生省組織令第八十六条第八号の改正規定及び同令第一百二十七条の改正規定は、平成七年四月一日から施行する。

(船員保険法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 施行日前に行われた療養に係る船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

附 則

(平成七年一月二〇日政令第三号)

- 1 この政令は、平成七年四月一日から施行する。

附 則

(平成七年二月一七日政令第二六六号)

抄

（施行期日）
第一条 この政令は、平成七年七月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則 (平成七年七月二二日政令第三〇二号) 抄

この政令は、平成七年八月一日から施行する。

2 1 平成七年七月以前の月分の障害年金及び遺族年金の額、同月三十一日以前の日に係る職務上の事由又は通勤による傷病手当金の額並びに同月三十一日以前に支給すべき事由の生じた障害手当金及び船員保険法第四十二条ノ三から第四十二条ノ三まで又は第五十条ノ七に規定する一時金の額（障害前払一時金又は遺族前払一時金の最高限度額を含む。）並びに同月以前の月分の国民年金法等の一部を改正する法律附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付（職務上の事由又は通勤によるものに限る。）の額については、なお従前の例による。

附 則

(平成七年一月一五日政令第三八九号)

（施行期日）
この政令は、平成八年四月一日から施行する。

附 則 (平成八年五月一七日政令第一四八号)

（施行期日）
この政令は、平成八年六月一日から施行する。

附 則 (平成八年七月一九日政令第二二一号)

（施行期日）
この政令は、平成八年八月一日から施行する。

附 則

(平成九年七月二四日政令第二五一号)

（施行期日）
この政令は、平成九年八月一日から施行する。

附 則

(平成九年七月二四日政令第二五一号)

（施行期日）
この政令は、平成九年八月一日から施行する。

附 則

(平成九年八月一日政令第二五六号)

（施行期日）
この政令は、平成九年九月一日から施行する。

附 則

(平成九年八月二九日政令第二六七号)

（施行期日）
この政令は、平成九年九月一日から施行する。

附 則

(平成一〇年七月一七日政令第二五六号)

（施行期日）
この政令は、平成十年八月一日から施行する。

1 1 この政令は、平成十年八月一日から施行する。
（経過措置）

2 平成十年七月以前の月分の障害年金及び遺族年金の額、同月三十一日以前の日に係る職務上の事由又は通勤による傷病手当金の額並びに同月三十一日以前に支給すべき事由の生じた障害手当金及び船員保険法第四十二条ノ三から第四十二条ノ三まで又は第五十条ノ七に規定する一時金の額（障害前払一時金又は遺族前払一時金の最高限度額を含む。）並びに同月以前の月分の国民年金法等の一部を改正する法律附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付（職務上の事由又は通勤によるものに限る。）の額については、なお従前の例による。

(障害前払一時金又は遺族前払一時金の最高限度額を含む)並びに同月以前の月分の国民年金法等の一部を改正する法律附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付(職務上の事由又は通勤によるものに限る。)の額については、なお從前の例による。

附 則 (平成一一年七月三〇日政令第二四七号)

1 この政令は、平成十一年八月一日から施行する。
(経過措置)

2 平成十一年七月以前の月分の障害年金及び遺族年金の額、同月三十一日以前の日に係る職務上の事由又は通勤による傷病手当金の額並びに同月三十一日以前に支給すべき事由の生じた障害手当金及び船員保険法第四十二条から第四十二条ノ三まで又は第五十条ノ七に規定する一時金の額(障害前払一時金又は遺族前払一時金の最高限度額を含む)並びに同月以前の月分の国民年金法等の一部を改正する法律附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付(職務上の事由又は通勤によるものに限る。)の額については、なお從前の例による。

附 則 (平成一一年九月三〇日政令第一六二号)

この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一一年一二月八日政令第三九三号) 抄
(施行期日)

1 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。
附 則 (平成一二年六月七日政令第三〇九号) 抄
(施行期日)

1 この政令は、平成十二年八月一日から施行する。
(経過措置)

2 平成十二年七月以前の月分の障害年金及び遺族年金の額、同月三十一日以前の日に係る職務上の事由又は通勤による傷病手当金の額並びに同月三十一日以前に支給すべき事由の生じた障害手当金及び船員保険法第四十二条から第四十二条ノ三まで又は第五十条ノ七に規定する一時金の額(障害前払一時金又は遺族前払一時金の最高限度額を含む)並びに同月以前の月分の国民年金法等の一部を改正する法律附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付(職務上の事由又は通勤によるものに限る。)の額については、なお從前の例による。

附 則 (平成一二年一二月一三日政令第五〇八号) 抄
(施行期日)

1 この政令は、平成十三年一月一日から施行する。ただし、第一条中健康保険法施行令第七十八条を削り、同令第七十七条を同令第七十八条とし、同令第七十六条の次に二条を加える改正規定及び同令第八十二条第一項の改正規定(「五分五厘」を「四分」に改める部分に限る。)、第五条の規定、第九条の規定(国家公務員共済組合法施行令第十五条の三の二、第十二条及び第三十四条の改正規定に係る部分を除く。)、第十条の規定(地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の改正規定に係る部分を除く。)並びに第十五条中私立学校教職員共済法施行令第五条の改正規定(「第十五条の三の四」を「から第十五条の三の五まで」に改める部分に限る。)、同令第六条の改正規定、同令第十五条の改正規定及び同令第十八条の改正規定は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成一三年三月三〇日政令第一〇三号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

附則（平成一三年七月二六日政令第二五六号）

1 この政令は、平成十三年八月一日から施行する。
(経過措置)

2 平成十三年七月以前の月分の障害年金及び遺族年金の額、同月三十一日以前の日に係る職務上の事由又は通勤による傷病手当金の額並びに同月三十一日以前に支給すべき事由の生じた障害手当金及び船員保険法第四十二条から第四十二条ノ三まで又は第五十条ノ七に規定する一時金の額（障害前払一時金又は遺族前払一時金の最高限度額を含む。）並びに同月以前の月分の国民年金法等の一部を改正する法律附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付（職務上の事由又は通勤によるものに限る。）の額については、なお従前の例による。

附則（平成一四年三月一三日政令第四三号）抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。
(施行期日)

附則（平成一四年六月七日政令第一〇〇号）抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十四年七月一日から施行する。

1 この政令は、平成十四年八月一日から施行する。
(経過措置)

2 平成十四年七月以前の月分の障害年金及び遺族年金の額、同月三十一日以前の日に係る職務上の事由又は通勤による傷病手当金の額並びに同月三十一日以前に支給すべき事由の生じた障害手当金及び船員保険法第四十二条から第四十二条ノ三まで又は第五十条ノ七に規定する一時金の額（障害前払一時金又は遺族前払一時金の最高限度額を含む。）並びに同月以前の月分の国民年金法等の一部を改正する法律附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付（職務上の事由又は通勤によるものに限る。）の額については、なお従前の例による。

附則（平成一四年八月三〇日政令第二八二号）抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十四年十月一日から施行する。
附則（平成一四年一一月一三日政令第三三三号）抄

この政令は、平成十五年一月一日から施行する。

附則（平成一四年一一月二七日政令第三四八号）抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。
附則（平成一五年四月三〇日政令第二一六号）抄

(施行期日)

第一条 この政令は、雇用保険法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十五年五月一日）から施行する。

附則（平成一五年八月一日政令第三五一号）
(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 平成十五年七月以前の月分の障害年金及び遺族年金の額、同月三十一日以前の日に係る職務上の事由又は通勤による傷病手当金の額並びに同月三十一日以前に支給すべき事由の生じた障害手当金及び船員保険法第四十二条から第四十二条ノ三まで又は第五十条ノ七に規定する一時金の額（障害前払一時金又は遺族前払一時金の最高限度額を含む。）並びに同月以前の月分の国民年金法

等の一部を改正する法律附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付（職務上の事由又は通勤によるものに限る。）の額については、なお従前の例による。

附 則（平成一五年一〇月二二日政令第四六一号）抄

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

（健康保険法施行令及び船員保険法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第二条の規定による改正後の健康保険法施行令第四十二条第二項第四号及び船員保険法施行令第十条第二項第四号の規定は、療養のあつた月が平成十六年八月以後の場合における高額療養費算定基準額について適用し、療養のあつた月が同年七月までの場合における高額療養費算定基準額については、なお従前の例による。

附 則（平成一六年六月二五日政令第二一五号）

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十六年七月一日から施行する。

（健康保険法施行令及び船員保険法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この政令の施行の日（以下「施行日」という。）において現に障害年金を受ける権利を有する者には、施行日以後もなお従前の例により当該障害年金を支給する。

2 障害年金のうち平成十六年六月以前の月に係る分並びに同月三十日以前に支給すべき事由の生じた障害手当金及び船員保険法第四十二条に規定する一時金であつて、施行日においてまだ支給していないものについては、なお従前の例による。

附 則（平成一六年七月九日政令第二二三三号）

（施行期日）

1 この政令は、平成十六年八月一日から施行する。

2 平成十六年七月以前の月分の障害年金及び遺族年金の額、同月三十一日以前の日に係る職務上の事由又は通勤による傷病手当金の額並びに同月三十一日以前に支給すべき事由の生じた障害手当金及び船員保険法第四十二条から第四十二条ノ三まで又は第五十条ノ七に規定する一時金の額（障害前払一時金又は遺族前払一時金の最高限度額を含む。）並びに同月以前の月分の国民年金法等の一部を改正する法律附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付（職務上の事由又は通勤によるものに限る。）の額については、なお従前の例による。

附 則（平成一六年九月一五日政令第二七五号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成十六年九月十七日）から施行する。

附 則（平成一六年一一月八日政令第三四七号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年一月八日政令第三四七号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成十六年九月十七日）から施行する。

附 則（平成一七年一月八日政令第三四七号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年五月二日政令第一七三号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

（船員保険法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第四条 第三条の規定による改正後の船員保険法施行令（次項において「新船保険法施行令」といふ。）第四条第二項の規定は、療養の給付を受ける月が平成十七年九月以後の場合における船員保険法施行令の規定による改正後の船員保険法施行令（次項において「新船保険法施行令」といふ。）第四条第二項の規定は、療養の給付を受ける月が平成十七年九月以後の場合における船員保険法施行令の規定による改正後の船員保険法施行令（次項において「新船保険法施行令」といふ。）

保険法第二十八条ノ三第一項第三号の報酬の額について適用し、療養の給付を受ける月が同年八月までの場合における同号の報酬の額については、なお従前の例による。

附 則（平成一七年六月一日政令第一九五号）

（施行期日）

第一条 この政令は、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年七月一日）から施行する。

附 則（平成一七年六月一日政令第一九七号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

（健康保険法施行令及び船員保険法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の健康保険法施行令第四十二条第二項第四号及び船員保険法施行令第十条第二項第四号の規定は、療養のあつた月が平成十八年八月以後の場合における高額療養費算定基準額について適用し、被扶養者が療養を受ける月が平成十七年九月以後の場合における同項の収入の額については、なお従前の例による。

附 則（平成一七年七月一三日政令第一四二号）

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十七年八月一日から施行する。

（経過措置）

2 平成十七年七月以前の月分の障害年金及び遺族年金の額、同月三十一日以前の日に係る職務上の事由又は通勤による傷病手当金の額並びに同月三十一日以前に支給すべき事由の生じた障害手当金及び船員保険法第四十二条から第四十二条ノ三まで又は第五十条ノ七に規定する一時金の額（障害前払一時金又は遺族前払一時金の最高限度額を含む。）並びに同月以前の月分の国民年金法等の一部を改正する法律附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付（職務上の事由又は通勤によるものに限る。）の額については、なお従前の例による。

附 則（平成一七年一二月七日政令第三五九号）

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十八年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成一八年三月二三日政令第六〇号）

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則（平成一八年三月三一日政令第一二二号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則（平成一八年三月三一日政令第一二二号）略

四 第一条中地方税法施行令第七条の九の改正規定、同令第七条の九の二を同令第七条の九の三とし、同令第七条の九の次に一条を加える改正規定、同令第七条の十一及び第七条の十三の三の改正規定、同令第七条の十六の二を削る改正規定、同令第七条の十七、第七条の十八、第八条の三、第九条の十四、第九条の十五第一項、第九条の十八、第九条の十九第一項、第九条の二十二、第九条の二十三第一項、第三十八条第一号及び第四十六条の二から第四十六条の三までの改正規定、同令の次に一条を加える改正規定、同令第四十八条の三及び第四十八条の三の二の改正規定、同令第七条の三とし、同令第四十八条の三の次に一条を加える改正規定、同令第四十八条の五の二及び第四十八条の六の改正規定、同令の次に一条を加える

改正規定、同令第四十八条の七第一項の改正規定（「第三百四十四条の二第一項第五号の三に規定する事由の範囲」を「第三百四十四条の二第一項第五号の三に規定する政令で定める保険料又は掛金」に改める部分及び「第七条の十五の七第一号」を「第七条の十五の七」に改め、「同条第二号中「法第三十四条第八項第二号」とあるのは「法第三百四十四条の一第八項第一号」と「を削る部分を除く。」並びに同令第四十八条の八、第四十八条の九及び第四十八条の九の三から第四十八条の九の六までの改正規定並びに同令附則第四条から第四条の四までの改正規定、同令附則第五条の次に二条を加える改正規定、同令附則第五条の二「第三項の改正規定（第42条の4第1項）」を「第四十二条の四第十項」に改める部分を除く。」同条を同令附則第五条の四とする改正規定、同令附則第五条の二の二の表第四十八条の十の項、第四十八条の十一の二第一項の項、第四十八条の十一の六第一項の項、第四十八条の十一の九第一項の項及び第四十八条の十一の十二第一項の項の改正規定、同条を同令附則第五条の五とする改正規定（第42条の4第1項）を「第四十二条の四第十項」に改める部分を除く。」同条を同令附則第五条の四とする改正規定、同令附則第六条の二を削り、同令附則第六条の二を同令附則第六条の二とする改正規定（同令附則第六条の三及び第十七条の改正規定、同令附則第十七条の二第一項の改正規定（同令附則第二十条の二第十九項の「を「第二十条の二第二十一項の」に改める部分及び同項第一号の改正規定を除く。」、同条に三項を加える改正規定、同令附則第十七条の二及び第十七条の三の改正規定、同令附則第十八条の二の改正規定（同令附則第二項の改正規定（同令附則第十六条の三及び第十七条の改正規定、同令附則第十七条の二第一項の改正規定（同令附則第二十条の二第十九項の「を「第二十条の二第二十一項の」に改める部分及び同項第一号の改正規定を除く。」、同条に三項を加える改正規定、同令附則第十七条の二及び第十七条の三の改正規定、同令附則第十八条の二を削る改正規定（同令附則第十八条の二及び第十九条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定並びに同令附則第二十条及び第二十一条の改正規定並びに附則第二条第三項から第五項まで及び第八項から第十項まで、第十条から第十二条まで、第十四条並びに第十六条の規定

附 則 平成十九年四月一日

（施行期日）抄

第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。
(船員保険法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第六条 第三条の規定による改正後の船員保険法施行令（以下この条において「新令」という。）
第四条第二項の規定は、療養の給付を受ける月が平成十八年九月以後の場合について適用し、療養の給付を受ける月が同年八月までの場合については、なお従前の例による。

第七条 船員保険法第二十八条ノ三第一項第三号又は第三十一条ノ二第二項第一号ニの規定が適用される被保険者のうち、次の各号のいずれかに該当するもの（以下この条において「特定収入被保険者」という。）に係る船員保険法施行令（以下この条において「令」という。）第九条第二項の高額療養費算定基準額は、令第十条第二項の規定にかかわらず、同項第一号に定める額とす

第六条 第三条の規定による改正後の船員保険法施行令（以下この条において「新令」という。）第四条第一項の規定は、療養の給付を受ける月が平成十八年九月以後の場合について適用し、療養の給付を受ける月が同年八月までの場合は、なお従前の例による。

第二 新令第八条第二項の規定は、同項に規定する被扶養者（以下この条及び次条において単に「被扶養者」という。）が療養を受ける月が平成十八年九月以後の場合について適用し、被扶養者が療養を受ける月が同年八月までの場合については、なお従前の例による。

第七条 新令第十条第二項第四号の規定は、療養のあつた月が平成十八年八月以後の場合について適用し、療養のあつた月が同年七月までの場合は、なお従前の例による。

船員保険法第二十八条ノ三第一項第三号又は第三十一条ノ二第二項第一号ニの規定が適用される被保険者のうち、次の各号のいずれかに該当するもの（以下この条において「特定収入被保険者」という。）に係る船員保険法施行令（以下この条において「令」という。）第九条第二項の高額療養費算定基準額は、令第十条第二項の規定にかかわらず、同項第一号に定める額とする。

一 療養の給付又はその被扶養者の療養を受ける月が平成十八年九月から平成十九年八月までの場合における令第四条第二項又は第八条第二項の収入の額が六百二十一万円未満である者（被扶養者がいない者にあっては、四百八十四万円未満である者）

(施行期日)
第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。
附 則 (平成一八年六月一四日政令第二一四号)
この政令は、公布の日から施行する。
(施行期日)
附 則 (平成一八年七月二一日政令第二一四一号)
この政令は、公布の日から施行する。
(施行期日)
この政令は、公布の日から施行する。

改正規定、同令第四十八条の七第一項の改正規定（「第三百四十四条の二第一項第五号の三に規定する事由の範囲」を「第三百四十四条の二第一項第五号の三に規定する政令で定める保険料又は掛金」に改める部分及び「第七条の十五の七第一号」を「第七条の十五の七」に改め、「同条第二号中「法第三十四条第八項第二号」とあるのは「法第三百四十四条の二第八項第一号」と」を削る部分を除く。）並びに同令第四十八条の人、第四十八条の九及び第四十八条の九の三から第四十八条の九の六までの改正規定並びに同令附則第四条から第四条の四までの改正規定、同令附則第五条の次に二条を加える改正規定、同令附則第五条の二第三項の改正規定（「第四十二条の四第十一項」を「第四十二条の四第十項」に改める部分を除く。）同条を同令附則第五条の四とする改正規定、同令附則第五条の二の二の表第四十八条の十の項、第四十八条の十一の二第一項の項、第四十八条の十一の六第一項の項、第四十八条の十一の九第一項の項及び第四十八条の十一の十二第一項の項の改正規定、同条を同令附則第五条の五とする改正規定、同令附則第六条の二を削り、同令附則第六条の二を同令附則第六条の二とする改正規定、同令附則第十六条の三及び第十七条の二第一項の改正規定、同令附則第十七条の二第一項の改正規定（「第二十条の二第十九項の」を「第二十条の二第二十一項の」に改める部分及び同項第一号の改正規定を除く。）、同条に三項を加える改正規定、同令附則第十七条の二の二及び第十七条の三の改正規定、同令附則第十八条の二の改正規定（同条第二項の改正規定（「同条第三項各号」を「同条第三項」に改める部分に限る。）を除く。）、同令附則第十八条の三の改正規定（同条第三項の改正規定（「同条第三項各号」を「同条第三項」に改める部分に限る。）を除く。）、同令附則第十八条の四から第十八条の六までの改正規定、同令附則第十八条の六の二を削る改正規定、同令附則第十八条の七、第十八条の七の二及び第十九条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定並びに同令附則第二十条及び第二十一条の改正規定並びに附則第二条第三項から第五項まで及び第八項から第十項まで、第十条から第十二条まで、第十四条並びに第十六条の規定 平成十九年四月一日

二 療養の給付又はその被扶養者の療養を受ける月が平成十九年九月から平成二十年三月までの場合における令第四条第二項又は第八条第二項の収入の額が六百一十一万円未満である者（被扶養者がいない者にあっては、四百八十四万円未満である者）

特定収入被保険者に係る令第九条第三項の高額療養費算定基準額は、令第十条第三項の規定にかかわらず、同項第一号に定める額とする。

令第十二条第一項の規定により特定収入被保険者に対し支給すべき高額療養費について社会保険庁長官が同項に規定する保険医療機関等に支払う額は、同項の規定にかかわらず、同項に規定する当該一部負担金の額から次の各号に掲げる療養の区分に応じ、当該各号に定める額を控除した額を限度とする。

一 令第十二条第一項第二号に掲げる療養 同号イに定める額

二 令第十二条第一項第三号に掲げる療養 同号イに定める額

三 特定収入被保険者に対する保険外併用療養費又は家族療養費に係る高額療養費の支給については、令第十二条第三項中「当該各号」とあるのは「当該各号イ」と読み替えて、同項の規定を適用する。

附 則（平成一八年七月二八日政令第二五六号）

（施行期日）

1 この政令は、平成十八年八月一日から施行する。
(経過措置)

2 平成十八年七月以前の月分の船員保険法による障害年金及び遺族年金の額、同月三十一日以前の日に係る同法による職務上の事由又は通勤による傷病手当金の額並びに同月三十一日以前に支給すべき事由の生じた同法による障害手当金及び同法第四十二条から第四十二条ノ三まで又は第五十条ノ七に規定する一時金の額（障害前払一時金又は遺族前払一時金の最高限度額を含む。）並びに同月以前の月分の国民年金法等の一部を改正する法律附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付（職務上の事由又は通勤によるものに限る。）の額については、なお従前の例による。

(施行期日) 平成十八年八月三〇日政令第一八六号 捷

第一条 この政令は、平成十八年十月一日から施行する。
(船員保険法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第七条 第六条の規定による改正後の船員保険法施行令第三条の二の規定は、死亡の日が施行日以後である被保険者及び被保険者であつた者並びに被扶養者について適用する。

第八条 施行日前に行われた療養に係る船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

第九条 施行日前に死亡し又は分べんした被保険者若しくは被保険者であつた者又は被扶養者に係る船員保険法の規定による葬祭料若しくは家族葬祭料又は同法の規定による出産育児一時金若しくは家族出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

附 則（平成一八年一二月二〇日政令第三九〇号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。
(船員保険法施行令の一部改正に伴う経過措置)
第四条 施行日前に行われた療養に係る船員保険法の規定によ
お従前の例による。

附則
(平成一九年一月四日政令第三号)
抄

(施行期日)
第一條 この政令は、防衛庁設置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年一月九日）から施行する。

附 則 (平成一九年四月二三日政令第一六一號) 抄

第一条 この政令は、雇用保険法等の一部を改正する法律附則第一条第一号の二に掲げる規定の施行の日（平成十九年十月一日）から施行する。

附 則 (平成一九年七月一三日政令第二一〇號) 抄

第一条 この政令は、雇用保険法等の一部を改正する法律附則第一条第一号の二に掲げる規定の施行の日（平成十九年八月一日）から施行する。ただし、第一条中船員保険法施行令第四十条の表の改正規定（「平成十七年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める部分を除く。）及び第二条中国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第一百六条第一項の改正規定（「九十八万円」を「一百二十一万円」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

第二条 この政令（前項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の船員保険法施行令及び国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の規定は、平成十九年四月以降の月分の船員保険法による障害年金及び遺族年金の額、同月一日以降の日に係る同法による職務上の事由又は通勤による傷病手当金の額並びに同月一日以後に支給すべき事由の生じた同法による障害手当金及び同法第四十二条ノ三に規定する一時金の額（障害前払一時金又は遺族前払一時金の最高限度額を含む。）並びに同月以降の月分の国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付（職務上の事由又は通勤によるものに限る。）の額について適用する。

第三条 この政令（前項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の船員保険法施行令及び国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の規定は、平成十九年八月一日以後の月分の船員保険法による障害年金及び遺族年金の額、同月三十一日以前の日に係る同法による職務上の事由又は通勤による傷病手当金の額並びに同月三十一日以前に支給すべき事由の生じた同法による障害手当金及び同法第四十二条から第四十二条ノ三まで又は第五十条ノ七に規定する一時金の額（障害前払一時金又は遺族前払一時金の最高限度額を含む。）並びに同月以前の月分の国民年金法等の一部を改正する法律附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付（職務上の事由又は通勤によるものに限る。）の額については、なお従前の例による。

附 則 (平成二〇年三月三一日政令第一一六號) 抄

第一条 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (船員保険法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第四十条 第六条の規定による改正後の船員保険法施行令（以下「新船保令」という。）第四条第二項の規定は、療養を受ける日が施行日以後の場合について適用し、療養を受ける日が施行日前の場合については、なお従前の例による。

第四十一条 新船保令第四条第二項に規定する被保険者及びその被扶養者について、療養の給付又は当該被扶養者の療養を受ける月が平成二十年四月から八月までの場合にあっては、同項中「及びその被扶養者（七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者に限る。）」とあるのは、「並びにその被扶養者（七十歳に達する月の翌月以後である場合に該当する者に限る。）」とある。（及びその被扶養者であつた者（法第一条第三項ただし書に該当するに至つたため被扶養者でなくなつた者をいう。）と、「当該被扶養者」とあるのは、「当該被扶養者であつた者」と読み替えて、同項の規定を適用する。）

第四十一条 施行日前に行われた療養に係る船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定による家族療養費及び家族訪問看護療養費の支給については、なお従前の例による。

第四十二条 施行日前に行われた療養に係る船員保険法の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

第四十三条 船員保険法施行令第十条第二項第二号に掲げる者のうち、次の各号のいずれかに該当するもの（以下この条において「特定収入被保険者」という。）に係る同令第九条第二項の高額療養費算定基準額は、新船保令第十条第二項の規定にかかわらず、第六条の規定による改正前の船員保険法施行令（以下この条において「旧船保令」という。）第十条第二項第一号に定める額とする。

第一条 療養の給付又はその被扶養者（新船保令第四条第二項に規定する被扶養者をいう。以下この号において同じ。）の療養を受ける月が平成二十年四月から八月までの場合における附則第四十条第二項の規定により読み替えて適用する新船保令第四条第二項の収入の額が六百二十一万円未満である者（被扶養者及び附則第四十条第二項の規定により読み替えて適用する新船保令第四条第二項に規定する被扶養者であった者がいない者にあっては、四百八十四万円未満である者）

第二条 次のイ及びロのいずれにも該当する者

イ 新船保令第四条第二項に規定する被扶養者がいない被保険者であつて、被扶養者であつた者をい

う。以下この号及び附則第四十五条第四項第二号において同じ。）がいるもの

ロ 療養の給付を受ける月が平成二十年九月から十二月までの場合において、その被扶養者であつた者について、新船保令第四条第一項に規定する被扶養者とみなして同項の規定を適用した場合の同項の収入の額が五百二十万円未満である者

第三条 特定収入被保険者に係る船員保険法施行令第九条第三項の高額療養費算定基準額は、新船保令第十九条第三項の規定にかかわらず、旧船保令第十条第三項第一号に定める額とする。

第四条 特定収入被保険者が次の各号に掲げる療養を受けた場合において、平成十八年健保法等改正法第十九条の規定による改正後の船員保険法（次条第一項及び第五項において「新船保法」という。）の規定により特定収入被保険者について社会保険庁長官が同項に規定する保険医療機関等に支払う額の限度については、同項各号の規定にかかわらず、当該一部負担金の額から次の各号に掲げる療養の区分に応じ、当該各号に定める額を控除した額とする。

第五条 新船保令第十一条第一項第二号に掲げる療養（旧船保令第十一条第一項第二号イに定める額）とあるのは、「健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第一百六号）第六条の規定による改正前の当該各号イに定める額」と読み替えて、同項の規定を適用する。

第六条 特定収入被保険者に対する保険外併用療養費又は家族療養費（第一項第一号に該当する者に係るものに限る。）に係る高額療養費の支給については、船員保険法施行令第十二条第三項中「当該各号に定める額」とあるのは、「健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第一百六号）第六条の規定による改正前の当該各号イに定める額」と読み替えて、同項の規定を適用する。

第七条 新船保法第二十八条ノ三第一項第二号の規定が適用される被保険者又は新船保法第三十一条ノ二第二項第一号ハの規定が適用される被扶養者のうち、平成二十年四月から十二月までの間に、特定給付対象療養（新船保令第九条第一項第一号に規定する特定給付対象療養をいい、これらの者に対する医療に関する給付であつて厚生労働大臣が定めるものが行われるべき療養に限る。）を受けたもの（以下この条において「平成二十年特例措置対象被保険者等」という。）に係る船員保険法施行令第九条第四項の規定による高額療養費の支給については、同項中「除外」とあるのは、「及び健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第一百六号）附則第四十四条第一項に規定する厚生労働大臣が定める給付が行われるべき療養を除く」と読み替えて、同項の規定を適用する。

が同項に規定する支給基準額以下である場合又は当該介護合算一部負担金等世帯合算額の算定につき同項ただし書に該当する場合には、零とする。)
イ中「この項」とあるのを「前項」と読み替えてイを適用する場合のイに掲げる額
前項の場合において、次の表の上欄に掲げる新船保令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ同表の下欄に掲げる字句とする。

5 基準日とみなされる日が平成二十年九月から十二月までの間にある場合における新船保合第十一条の二第五項の七十歳以上介護合算算定基準額については、新船保合第十二条の三第四項の表下欄に次表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えて、同項の規定を適用する。

| 第十一條 項第一号 | | 六十二万円 |
|---|--|--|
| （同条第三項において準用する場合を含む。） | | 五十六万円 |
| 欄 項の表 下 | 欄 項の表 下 | |
| 新船保令第十一條の三第二項の規定により掲げる者（新船保令第十一條の四第一項の規定により新船保令第十一條の二第一項第一号に規定する基準日とみなされる日をいう。以下この条において同じ。）が平成二十一年九月から十二月までの間にある場合であつて当該基準日とみなされる日において療養の給付を受けたこととしたときに、その被扶養者であつた者について、新船保令第四條第二項に規定する被扶養者とみなして同項の規定を適用した場合の同項の収入の額が五百二十万円未満である者 | 新船保令第十一條の三第二項の規定により掲げる者（新船保令第十一條の四第一項の規定により新船保令第十一條の二第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の七十歳以上介護合算算定基準額は、新船保令第十一條の三第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定にかかるわらず、同条第二項第一号（同条第三項において準用する場合を含む。）に定める額とする。） | 新船保令第十一條の三第二項の規定により掲げる者のうち、次の各号のいずれにも該当するものに係る新船保令第十一條の二第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の七十歳以上介護合算算定基準額は、新船保令第十一條の三第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定にかかるわらず、同条第二項第一号（同条第三項において準用する場合を含む。）に定める額とする。 |
| 一 附則第四十三條第一項第二号イに掲げる者 | 一 基準日とみなされる日（新船保令第十一條の四第一項の規定により新船保令第十一條の二第一項第一号に規定する基準日とみなされる日をいう。以下この条において同じ。）が平成二十一年九月から十二月までの間にある場合であつて当該基準日とみなされる日において療養の給付を受けたこととしたときに、その被扶養者であつた者について、新船保令第四條第二項に規定する被扶養者とみなして同項の規定を適用した場合の同項の収入の額が五百二十万円未満である者 | 一 新船保令第十一條の三第二項の規定により掲げる者のうち、次の各号のいずれにも該当するものに係る新船保令第十一條の二第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の七十歳以上介護合算算定基準額は、新船保令第十一條の三第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定にかかるわらず、同条第二項第一号（同条第三項において準用する場合を含む。）に定める額とする。 |

2 平成二十年七月以前の月分の船員保険法による障害年金及び遺族年金の額、同月三十一日以前の日に係る同法による職務上の事由又は通勤による傷病手当金の額並びに同月三十一日以前に支給すべき事由の生じた同法による障害手当金及び同法第四十二条から第四十二条ノ三まで又は第五十条ノ七に規定する一時金の額（障害前払一時金又は遺族前払一時金の最高限度額を含む。）並びに同月以前の月分の国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第三十四号）附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付（職務上の事由又は通勤によるものに限る。）の額については、なお従前の例による。

附 則（平成二〇年七月二十五日政令第三三九号）
この政令は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律施行令第七条第一項及び第十八条第四項第一号の規定、第二条の規定による改正後の国民健康保険法施行令第二十七条の二第一項及び附則第八条第三項の規定並びに第四条の規定による改正後の健康保険法施行令第四十二条第二項第四号及び船員保険法施行令第十条第二項第四号の規定は、平成二十年四月一日から適用する。

第一条 この政令は、平成二十一年十月一日から施行する。
附 則 平成二十一年十月一日政令第三五七号

抄

第一条 この政令は、平成二十年十月一日から施行する。
附則 (平成二十年一月二日政令第三五七号)

一 附則第四十三条第一項第二号イに掲げる者
一 基準日とみなされる日（新船保令第十二条の四第一項の規定により新船保令第十二条の一第一項第一号に規定する基準日とみなされる日をいう。以下この条において同じ。）が平成二十一年九月から十二月までの間にある場合であつて当該基準日とみなされる日において療養の給付を受けることとしたときに、その被扶養者であつた者について、新船保令第四条第二項に規定する被扶養者とみなして同項の規定を適用した場合の同項の収入の額が五百二十万円未満である者

行令附則第五十二条の五の次に「一条を加える改正規定並びに第八条の規定は、同年四月一日から施行する。

(船員保険法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第七条 第三条の規定による改正後の船員保険法施行令(次条及び附則第九条において「新船保令」という。)第四条第二項及び第九条から第十一条までの規定(他の法令において引用する場合を含む。)は、療養を受ける日が施行日以後の場合について適用し、療養を受ける日が施行日前の場合については、なお従前の例による。

第八条 船員保険法第二十九条ノ三第一項第一号の規定が適用される被保険者又は同法第三十一条ノ二第二項第一号ハの規定が適用される被扶養者のうち、平成二十一年一月から三月までの間に特定給付対象療養(健康保険法施行令等の一部を改正する政令(平成二十年政令第百六号)附則第四十四条第一項に規定する特定給付対象療養をいう。)を受けたもの(以下この条において「施行日以後平成二十年度特例措置対象被保険者等」という。)に係る新船保令第九条第

六項の規定による高額療養費の支給については、「同項中「を除く」とあるのは、「及び健康保険法施行令等の一部を改正する政令(平成二十年政令第百六号)附則第四十四条第一項に規定する厚生労働大臣が定める給付が行われるべき療養を除く」と読み替えて、同項の規定を適用する。

2 施行日以後平成二十年度特例措置対象被保険者等に係る新船保令第九条第三項の高額療養費算定基準額については、新船保令第十条第五項第一号中「六万三千百円。ただし、高額療養費多數回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。」とあるのは、「四万四千四百円」と読み替え、同項の規定を適用する。

3 施行日以後平成二十年度特例措置対象被保険者等に係る新船保令第九条第四項の高額療養費算定基準額については、新船保令第十条第四項第一号中「三万五千円。ただし、高額療養費多數回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。」とあるのは、「二万二千二百円」と読み替え、同項の規定を適用する。

4 施行日以後平成二十年度特例措置対象被保険者等に係る新船保令第九条第五項の高額療養費算定基準額については、新船保令第十条第五項第一号中「二万四千六百円」とあるのは、「一万二千円」と読み替えて、同項の規定を適用する。

5 新船保令第十一条第一項の規定により施行日以後平成二十年度特例措置対象被保険者等について社会保険庁長官が同項に規定する保険医療機関等に支払う額の限度については、「同項第二号イ中「六万二千百円(七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、三万五千円)。ただし、高額療養費多數回該当の場合にあつては、四万四千四百円(七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万二千二百円)とする。」とあるのは、「四万四千四百円(七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万二千二百円)」と、同項第三号イ中「二万四千六百円」とあるのは、「一万二千円」と読み替えて、同項の規定を適用する。この場合において、同条第二項及び第三項の規定の適用については、「同項第一項中「前項」とあるのは、「高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令(平成二十年政令第三百五十七号)」とあるのは、「改正令」という。附則第八条第五項の規定により読み替えた場合は、「当該各号(同項第二号又は第三号の規定を改正令附則第八条第五項の規定により読み替えて適用する場合にあつては、第一項第一号並びに同条第五項の規定により読み替えた第一項第二号及び第三号)」とする。

6 新船保令第十一条第四項及び第五項の規定は、施行日以後平成二十年度特例措置対象被保険者等が外来療養(新船保令第九条第五項に規定する外来療養をいう。)を受けた場合において、船員保険法の規定により支払うべき一部負担金等の額(同法第三十一条ノ六第一項に規定する一部負担金等の額をいう。)についての支払が行われなかつたときの新船保令第九条第五項の規定による高額療養費の支給について準用する。この場合において、新船保令第十一条第四項中「当該各号額に相当する額を」とあるのは、「同条第五項の規定による高額療養費について、当該

部負担金等の額から高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令(平成二十年政令第三百五十七号)附則第八条第四項の規定による高額療養費算定基準額(当該外来療養につき算定した費用の額に百分の十を乗じて得た額が当該高額療養費算定基準額を超える場合にあっては、当該乗じて得た額)を控除した額の限度において、」と、同条第五項中「第九条第六項から第八項まで」とあるのは、「第九条第五項」と読み替えるものとする。

第九条 平成二十年四月一日から十二月三十一日までの間に受けた療養を含む療養に係る船員保険法の規定による高額介護合算療養費の支給について、健康保険法施行令等の一部を改正する政令(平成二十年政令第百十六号)附則第四十五条第一項の規定を適用する場合における新船保令第十二条の二第一項第一号(同条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定の適用については、同号中「までの規定」とあるのは、「までの規定(平成二十年四月一日から十二月三十一日までの間に受けた療養に係るものにあつては、高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令(平成二十年政令第三百五十七号)第三条の規定による改正前の第九条第一項から第三項までの規定(同条第一項の規定により読み替えた同号第三条第一項の規定による改正前の第九条第一項の規定若しくは同号第三条の規定による改正前の第九条第三項の規定又は附則第三条第二項の規定)」とする。

2 平成二十年八月一日から十二月三十一日までの間に受けた療養を含む療養に係る船員保険法の規定による高額介護合算療養費の支給について、健康保険法施行令等の一部を改正する政令(平成二十年政令第百十六号)附則第四十五条第二項の規定を適用する場合における新船保令第十二条の二第一項第一号の規定の適用については、「同号中「までの規定」とあるのは、「までの規定(平成二十年八月一日から十二月三十一日までの間に受けた療養に係るものにあつては、高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令(平成二十年政令第三百五十七号)第三条の規定による改正前の第九条第一項から第三項までの規定(同条第一項の規定により読み替えた同号第三条第一項の規定による改正前の第九条第一項の規定若しくは同号第三条の規定又は附則第三条第二項の規定)」とする。

附 則 (平成二十一年一月五日政令第三七一号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、平成二十一年一月一日から施行する。

(船員保険法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 施行日前に分べんした被保険者若しくは被保険者であつた者又は被扶養者に係る船員保険法の規定による出産育児一時金又は家族出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十一年三月二三日政令第五二号)

この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十一年三月三十日政令第六四号)

この政令は、平成二十一年五月一日から施行する。

附 則 (平成二十一年四月三十日政令第一三五号)

この政令は、平成二十一年五月一日から施行する。

第四条 施行日前に行われた療養に係る船員保険法の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十一年五月二二日政令第一三九号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十一年七月一七日政令第一八五号)

この政令は、平成二十一年八月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成二十一年七月以前の月分の船員保険法による障害年金及び遺族年金の額、同月三十一日以前の日に係る同法による職務上の事由又は通勤による傷病手当金の額並びに同月三十一日以前に

支給すべき事由の生じた同法による障害手当金及び同法第四十二条から第四十二条ノ三まで又は第五十条ノ七に規定する一時金の額（障害前払一時金又は遺族前払一時金の最高限度額を含む。）並びに同月以前の月分の国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付（職務上の事由又は通勤によるものに限る。）の額については、なお従前の例による。

附 則（平成二一年一二月二四日政令第二九六号）

（施行期日）この政令は、平成二十二年一月一日から施行する。ただし、第一条中船員保険法施行令第十条第三項第四号の改正規定（二）第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項）の下に「第三十五条の二第一項」を加える部分に限る。は同年四月一日から、第四十五条の規定は公布の日から施行する。

（船員保険法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の船員保険法施行令第九条第三項第四号の規定は、療養のあつた月が平成二十二年八月以後の場合における高額療養費算定基準額及び同令第十一条第一項第一号に規定する基準日（同令第十三条第一項の規定により基準日とみなされる日を含む。以下この条において「基準日」という。）の属する月が同月以後の場合における七十歳以上介護合算算定期準額について適用し、療養のあつた月が同年七月までの場合における高額療養費算定基準額及び基準日の属する月が同月までの場合における七十歳以上介護合算算定期準額については、なお従前の例による。

附 則（平成二一年一二月二八日政令第三二〇号）抄

（施行期日）この政令は、法の施行の日（平成二十二年一月一日）から施行する。

附 則（平成二二年三月三一日政令第五七号）抄

（施行期日）この政令は、平成二十二年六月一日から施行する。

附 則（平成二二年三月三一日政令第六五号）抄

（施行期日）この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

第一条 この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。
（船員保険法施行令の一部改正に伴う経過措置）
第四条 第三条の規定による改正後の船員保険法施行令第十条第八項の規定は、療養を受ける日が施行日以後の場合について適用し、療養を受ける日が施行日前の場合については、なお従前の例による。

附 則（平成二二年三月三一日政令第七五号）抄

（施行期日）この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二三年三月三〇日政令第五五号）抄

（施行期日）この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

第一条 この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。
（船員保険法施行令の一部改正に伴う経過措置）
第三条 施行日前に出産した被保険者若しくは被扶養者であつた者又は被扶養者に係る船員保険法の規定による出産育児一時金又は家族出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

附 則（平成二三年三月三〇日政令第五六号）

（施行期日）この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二三年三月三一日政令第九二号）抄

（施行期日）この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則（平成二三年九月三〇日政令第三〇八号）抄
（施行期日）この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二三年十月一日政令第三二七号）抄
（施行期日）この政令は、平成二十三年十月一日から施行する。

附 則（平成二四年三月二八日政令第七四号）

（船員保険法施行令の一部改正に伴う経過措置）
第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。
（施行期日）この政令は、平成二十四年三月二八日から施行する。

附 則（平成二四年三月二一日政令第五七号）抄
（施行期日）この政令は、平成二十四年三月二一日から施行する。

附 則（平成二五年三月二一日政令第七〇号）抄
（施行期日）この政令は、平成二十五年三月二一日から施行する。

附 則（平成二六年三月二八日政令第九六号）抄
（施行期日）この政令は、平成二六年三月二八日から施行する。

附 則（平成二六年三月三一日政令第一二九号）抄
（施行期日）この政令は、平成二六年三月三一日から施行する。

る特定計算期間に行われた療養に係る船員保険法の規定による高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。

3 平成二十六年七月三十一日以前に行われた療養に係る船員保険法の規定による高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成二七年三月三一日政令第一三八号）抄

（施行期日）

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 第二条中介護保険法施行令第十六条第一号の改正規定、同令第二十二条の二の改正規定（同条第五項第一号の改正規定（六月）を「七月」に改める部分に限る。）及び同条第七項の改正規定（六月）を「七月」に改める部分に限る。）を除く。）、同条を同令第二十二条の二の二と規定する改正規定、同令第二十二条の次に一条を加える改正規定、同令第二十二条の三及び第二十五条第一号の改正規定、同令第二十九条の二の改正規定（同条第五項第一号の改正規定（六月）を「七月」に改める部分に限る。）及び同条第七項の改正規定（六月）を「七月」に改める部分に限る。）を除く。）、同条を同令第二十九条の二の二とする改正規定、同令第二十九条の改正規定、同令第二十九条の次に一条を加える改正規定並びに同令第二十九条の三第三項及び第三十三条の改正規定、第四条の規定（健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令第二十二条の二第五項第一号の改正規定（六月）を「七月」に改める部分に限る。）、同条第七項の改正規定（六月）を「七月」に改める部分に限る。）及び同令第三十五条の二第十六条号の改正規定を除く。）、第八条の規定、第十二条の規定（中国民健康保険法施行令第二十九条の四の二第二項の改正規定、第二十条中障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第四十三条の五第一項第三号の改正規定並びに第二十一条中高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六条の二第一項第四号及び第五号の改正規定並びに次条及び附則第五条から第十二条までの規定）平成二十七年八月一日

附 則（平成二七年三月三一日政令第一六六号）抄

（施行期日）

この政令は、子ども・子育て支援法の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

附 則（平成二七年九月三〇日政令第三四二号）抄

（施行期日）

この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。

附 則（平成二八年五月二十五日政令第二二六号）抄

（施行期日）

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年五月二五日政令第二二六号）抄

（施行期日）

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年五月二五日政令第二二六号）抄

（施行期日）

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年五月二五日政令第二二六号）抄

（施行期日）

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年五月二五日政令第二二六号）抄

（施行期日）

この政令は、平成二十九年一月一日から施行する。

（船員保険法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三条 船員保険法施行令第九条第三項（第六号に係る部分に限る。）の規定は、療養のあつた月が平成二十九年八月以後の場合における船員保険法施行令第八条第三項の高額療養費算定基準額及び同令第八条の二第一項ただし書に規定する基準日（同令第十三条第一項の規定により基準日とみなされる日を含む。以下この条において「基準日」という。）の属する月が同月以後の場合における同令第十二条第二項（同条第三項において準用する場合を除く。）の七十歳以上介護合

算算定基準額について適用し、療養のあつた月が同年七月以前の場合における当該高額療養費算定基準額及び基準日の属する月が同月以前の場合における当該七十歳以上介護合算算定基準額については、なお従前の例による。

附 則（平成二九年三月三一日政令第九八号）抄

（施行期日）

この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（船員保険法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第四条 第三条の規定による改正後の船員保険法施行令第十条第十一項に規定する資格を喪失した日が平成二十九年八月一日である場合における同項の規定の適用については、同項中「当該日の前日」とあるのは、「当該日」とする。

第五条 施行日前に行われた療養に係る船員保険法の規定による高額療養費及び高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成三〇年三月二六日政令第六三号）

（施行期日）

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

（船員保険法施行令の一部改正に伴う準備行為）

第一条 この政令は、平成三十年八月一日から施行する。ただし、附則第三条、第五条、第七条、第九条、第十一条、第十五条及び第十八条の規定は、公布の日から施行する。

（船員保険法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第四条 施行日前に行われた療養に係る船員保険法の規定による高額療養費及び高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成三〇年七月一三日政令第二一〇号）抄

（施行期日）

この政令は、平成三十年七月一日から施行する。

（船員保険法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第五条 第二条の規定による改正後の船員保険法施行令（以下この条において「新船保令」という。）第十条第一項第二号ハ及びニ並びに第三号ハ及びニの規定による協会（健康保険法による全国健康保険協会をいう。）の認定は、施行日前においても、新船保令の規定の例によりすることができる。

（船員保険法施行令の一部改正に伴う準備行為）

第一条 この政令は、平成三十年改正法の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

（船員保険法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第一条 この政令は、令和二年三月三一日政令第一三八号）抄

（施行期日）

この政令は、令和二年四月一日から施行する。

（船員保険法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第一条 この政令は、雇用保険法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和二年九月一日）から施行する。

（船員保険法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第一条 この政令は、令和二年七月八日政令第二一九号）抄

（施行期日）

この政令は、雇用保険法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和二年九月一日）から施行する。

（船員保険法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第四条 第三条の規定による改正後の船員保険法施行令第九条第三項（第六号に係る部分に限る。）の規定は、療養のあつた月が令和三年八月以後の場合における船員保険法施行令第八条第三項から第五項まで及び第七項の高額療養費算定基準額並びに同令第八条の二第一項に規定する基準日（同令第十三条第一項の規定により基準日とみなされる日を含む。以下この条において「基準日」という。）の属する月が同月以後の場合における同令第十二条第二項の七十歳以上介護合算算定基準額（同令第十二条第三項において準用することとされた同令第十二条第三項に

